

# 那 霸 市 公 報

第 1 9 0 6 号 その 3  
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇議会訓令◇

○那覇市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令  
 ..... 541

### ◇消防局訓令◇

○那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令 ..... 542  
 ○那覇市消防庁舎管理規程の一部を改正する訓令 ..... 572  
 ○那覇市消防安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 ..... 581

### ◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程 ..... 584  
 ○那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程 ..... 587  
 ○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程 ..... 590  
 ○那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程 ..... 593  
 ○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程  
 ..... 599

### ◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について ..... 600  
 ○指定公金事務取扱者の指定について ..... 601  
 ○指定公金事務取扱者の指定について ..... 602

---

○指定公金事務取扱者の指定について……………	603
○指定納付受託者の指定について……………	604

### ◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について……	605
○公職の候補者の選挙に関する収支報告書の要旨の公表について……………	606

### ◇監査委員告示◇

○那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準……………	671
-----------------------------	-----

### ◇保健所長訓令◇

○那覇市保健所長事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	673
-------------------------------	-----

## 議会訓令

那 覇 市 議 会 訓 令 第 1 号  
令 和 8 年 3 月 3 1 日  
公 表 済

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 坂井 浩二

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年那覇市議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) [略] (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (6)～(15) [略] (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び <u>保険者番号</u> (17) [略]	(個人識別符号) 第3条 [略] (1)～(4) [略] (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 (6)～(15) [略] (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第201条の2第1項に規定する被保険者 <u>番号等</u> (17) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、令和8年6月14日から施行する。

---

---

## 消防局訓令

---

---

那覇市消防局訓令第5号  
令和8年3月23日  
公 表 済

那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局  
局 長 上 原 立 也

## 那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令

那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年那覇市消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令に用いる用語の意義は、法、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)、<u>建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「建基則」という。)</u>又はこれらの法律に基づく命令若しくは那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>申請書</u>とは、同意を要する建築物の許可又は確認に際し、その同意を求めため、<u>建築主事等又は指定確認検査機関から消防局長(以下「局長」という。)</u>に送付される建築物に関する<u>計画書</u>をいう。</p> <p>(3) <u>着工届出書</u>とは、法第17条の14に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事の着手の届出に係る<u>届出書及びこれに添付する図書</u>をいう。</p> <p>(4) <u>設置届出書</u>とは、法第17条の3の2に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出に係る<u>届出書並びにこれに添付する図書</u>をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令に用いる用語の意義は、法、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)<u>又はこれらの法律に基づく命令若しくは那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)</u>の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>申請</u>とは、同意を要する建築物の許可又は確認に際し、その同意を求めため、<u>建築主事等から消防局長(以下「局長」という。)</u>に送付される建築物に関する<u>計画</u>をいう。</p> <p>(3) <u>着工届</u>とは、法第17条の14に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事の着手の届出であって、<u>審査等に必要な文書等(文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))</u>をいう。)を添付してされるものをいう。</p> <p>(4) <u>設置届</u>とは、法第17条の3の2に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出であって、<u>審査等に必要な文書等を添付してされるもの</u>をいう。</p> <p>(5) <u>完成検査</u>とは、法第17条の3の2に規定する検査であって、<u>設置届に係る消防用設備等が、消防法施行令(昭和36年</u></p>

(同意の主体)

第3条 申請書は、法第7条の規定により局長が処理を行うものとする。

(申請書の審査等)

第4条 局長は、申請書が送付されたときは、その申請書に記載された建築物に関する計画が、法律又はこれに基づく命令若しくは建築基準法令上の防火に関する規定(以下「防火に関する規定」という。)等に適合するものであるかどうかについて審査するものとする。この場合において、局長は、建築主から消防同意審査書(第1号様式)が提出されるように建築主事等に求めるとともに、必要に応じ建築主に対してその他の資料の提出若しくは報告を求め、又は現地調査を行うものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、書類審査のみとすることができる。

2 申請書の同意は、法第7条第2項に規定する期間内とし、算定については次のとおりとする。

- (1) 起算日については、申請書を受け付けた日の翌日を第1日目とする。
- (2) 同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とする。
- (3) 同意期間中に図書等の不備がある場合は、通知した当日から図書の不備が補正されるまでの間は同意期間から除くものとする。

政令第37号。以下「令」という。)で定める消防用設備等の技術基準及び条例第5章で定める消防用設備等の技術基準の付加並びに別に定める消防用設備等の技術基準及び審査基準(以下「設備等技術基準」という。)に適合するかどうかを審査するための現地調査を行う。

(同意の主体)

第3条 申請は、法第7条の規定により局長が処理を行うものとする。

(申請の審査等)

第4条 局長は、申請があったときは、当該申請に係る建築物に関する計画が、法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定で防火に関するもの(以下「防火に関する規定」という。)に適合するかどうかについて審査するものとする。この場合において、局長は、建築主から消防同意審査書(第1号様式)が提出されるよう建築主事等に求めるとともに、必要に応じ建築主に対してその他の資料の提出若しくは報告を求め、又は現地調査を行うものとする。

2 申請に対する同意をなすべき法第7条第2項の期間の算定は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 起算日については、申請を受け付けた日の翌日を第1日目とする。
- (2) 同意期間の末日が土曜日、日曜日その他の閉庁日(以下「閉庁日」という。)に当たる場合は、翌開庁日を末日とする。
- (3) 申請に際し提出された文書等に不備がある場合は、当該不備を通知した日から起算して不備が補正された日の前日までの日数は、算入しないものと

3 同意の事務処理にあたっては、次の事項について留意するものとする。

(1) [略]

(2) 同意にあたっては、建築計画の内容が当該建築物に関する建基法、法その他の法令の防火に関する規定の適合性を審査するものであるが、単に抽象的又は形式的に判断することなく、具体的かつ実質的に適合するかを判断すること。

(申請書の受付等)

第5条 建築主事等から送付された申請書は、直接予防課の窓口で受理し、必要事項を消防情報支援システム(以下「OAシステム」という。)に入力し、別表分類(1)の受付印を申請書に押印するものとする。

2 申請書の受付は、予防課において行うものとし、受付時間は、月曜日から金曜日(年末年始及び休日を除く。)の8時30分から17時15分まで(12時から13時までを除く。)とする。なお、郵送等により受付時間外に到着したものについては、翌開庁日を受付日とする。

(同意の処理基準)

第6条 局長は、次に掲げる基準により同意又は不同意を行うものとする。

(1) 同意は、申請書の内容が防火に関する規定に適合しているもの又は防火に関する規定に違反しているが違反事項が軽微で容易に是正できると認められるもの

(2) 不同意は、申請書の内容が防火に関する規定に違反し、防火上著しく支障のあるもの

(同意の通知方法)

第7条 局長は、前条の基準により同意を決定したときは、申請書の正本の消防関係

する。

3 [略]

(1) [略]

(2) 同意にあたっては、抽象的又は形式的に判断することなく、具体的かつ実質的に適合するかどうかを判断すること。

(申請の受付等)

第5条 申請は、予防課にて收受し、当該申請がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

2 申請の受付時間は、月曜日から金曜日(閉庁日を除く。)の8時30分から17時15分までとする。なお、郵送等により受付時間外に到着したものについては、翌開庁日を受付日とする。

(同意の処理基準)

第6条 [略]

(1) 申請の内容が防火に関する規定に適合しているもの又は違反事項が軽微で容易に是正できると認められるものについては、同意を行う。

(2) 申請の内容が防火に関する規定に違反し、防火上著しく支障のあるものについては、不同意を行う。

(同意の通知方法)

第7条 局長は、前条の基準により同意を行うときは、同意したことを明らかにする

同意欄に別表分類(3)に定める消防同意専用印を押印し、0Aシステムから採番した同意番号等を記載して当該正本とともに建築主事等に返付するものとする。

2 防火に関する規定等に適合しない不備事項に関して、申請図面を補正する場合は、消防審査に関する連絡票(第2号様式)と補正図面を追加して、建築主事等に返付するものとする。

3 申請書は、予防課において、建築主事等に返付するものとする。

(不同意の処理)

第8条 局長は、第6条第1項第2号の規定により同意しないときは、申請書の正本に不同意通知書(第3号様式)を添付して建築主事等に返付するものとする。

(計画通知の処理)

第9条 建基法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。)の処理については、第3条、第5条及び第7条までの規定を準用する。この場合において、「消防関係同意欄」とあるのは「決裁欄」と、「消防同意専用印」とあるのは別表分類(4)に定める「計画通知専用印」と読み替えるものとする。

(建築通知書類の処理)

第10条 建基法第93条第4項の規定による通知を受けた場合(前条の場合を除く。)で、建築物の用途、面積、構造等から、当該通知に係る建築物の建築計画の内容を把握する必要があると局長が認めるときは、建築主事等と連絡調整し、処理するものとする。

(事前相談に伴う処理)

第11条 局長又は消防署長(以下「署長」という。)は、防火対象物の新築、増築等に係る事項について当該防火対象物の所有者、管理者又は占有者(以下「関係者」という。)から事前に相談を受けたときは、その協議内容を記録し、又は関係者に協

措置を講じて、建築主事等に通知するものとする。

2 防火に関する規定等に適合しない不備事項に関して、申請を補正する場合は、消防審査に関する連絡票(第2号様式)と補正する文書等を追加して、建築主事等に通知するものとする。

(不同意の処理)

第8条 局長は、第6条第1項第2号の規定により不同意を行うときは、不同意通知書(第3号様式)を建築主事等に通知するものとする。

(計画通知の処理)

第9条 建基法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。)の処理については、第3条から第5条及び第7条までの規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「同意を行う」とあるのは、「防火上支障がないと認める」と読み替えるものとする。

(建築通知の処理)

第10条 建基法第93条第4項の規定による通知があったとき(前条の場合を除く。)で、建築物の用途、面積、構造等から、当該通知に係る建築物の建築計画の内容を把握する必要があると局長が認めるときは、建築主事等と連絡調整し、処理するものとする。

(事前相談に伴う処理)

第11条 局長は、防火対象物の新築、増築等に係る事項について当該防火対象物の所有者、管理者又は占有者(以下「関係者」という。)から事前に相談を受けたときは、その協議内容を記録し、又は関係者に協議内容の議事録の提出を求めるもの

<p>議内容の議事録の提出を求めるものとする。</p>	<p>とする。</p>
<p>2 <u>局長又は署長は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(5)項ロ又は(6)項ロ若しくはハの防火対象物の新築、増築又は用途変更等に係る事項について関係者から事前に相談を受けたときは、社会福祉施設等設置計画(変更)書(第4号様式。以下「設置計画書」という。)を提出させることができる。</u></p>	<p>2 <u>局長は、令別表第1(5)項ロ又は(6)項ロ若しくはハの防火対象物の新築、増築又は用途変更等に係る事項について関係者から事前に相談を受けたときは、必要に応じて社会福祉施設等設置計画(変更)書(第4号様式。以下「設置計画書」という。)を提出させるものとする。</u></p>
<p>3 <u>局長又は署長は、関係者が設置計画書を提出したときは、別表分類(1)で定める受付印を押印し、受理するものとする。</u></p>	<p>3 <u>局長は、関係者から設置計画書の提出があったときは、当該提出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u></p>
<p>4 <u>局長又は署長は、設置計画書を受理したときは、当該防火対象物の用途を判定するとともに、必要な消防用設備等の設置指導を行わなければならない。</u></p>	<p>4 <u>局長は、設置計画書を収受したときは、当該防火対象物の用途を判定するとともに、必要な消防用設備等の設置指導を行わなければならない。</u></p>
<p>5 <u>局長又は署長は、設置計画書を防火対象物の台帳に編冊し、管理するものとする。(特例適用申請書の受付等)</u></p>	<p>5 <u>局長は、設置計画書を防火対象物の台帳に編冊し、管理するものとする。(特例適用申請書の受付等)</u></p>
<p>第13条 <u>関係者は、令32条又は条例第43条の規定を適用する場合には、局長に消防用設備等特例適用申請書(第5号様式。以下「特例申請書」という。)の正本及び副本を提出しなければならない。</u></p>	<p>第13条 <u>局長は、令第32条の規定を適用する場合には、関係者に消防用設備等特例適用申請書(第5号様式。以下「特例申請書」という。)を提出させるものとする。</u></p>
<p>2 <u>局長は、特例申請書が提出されたときは、消防用設備等特例申請処理簿(第6号様式。以下「特例申請処理簿」という。)及びOAシステムに必要事項を入力し、正本及び副本に別表分類(1)に定める受付印を押印するものとする。</u></p>	<p>2 <u>局長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u></p>
<p>3 <u>局長は、第1項の規定による申請を承認するときは、特例申請書の副本に別表分類(8)に定める特例申請承認印を押印し、OAシステムに必要事項を入力するとともに、正本に別表分類(6)に定める副本受領印を押印し、申請者等に署名又は押印をさせ、副本を返付するものとする。</u></p>	<p>3 <u>局長は、第1項の規定による申請を承認するときは、特例申請書に承認したことを明らかにする措置を講じ、関係者に通知するものとする。</u></p>
<p>4 <u>局長は、申請を承認しないときは、特例申請処理簿に必要事項を記載し、消防用</u></p>	<p>4 <u>局長は、第1項の規定による申請を承認しないときは、消防用設備等特例不承認</u></p>

設備等特例不承認通知書(第7号様式)に特例申請書の副本を添付して申請者に交付するものとする。

(仮使用認定申請の処理)

第14条 局長は、建基法第7条の6第1項ただし書及び第18条第24項ただし書の規定による仮使用の認定に係る申請(以下「仮使用認定申請」という。)に関する書類の送付があったときは、仮使用認定申請処理簿(第8号様式)に必要事項を記載し、別表分類(1)の受付印を仮使用認定申請書に押印して受理するものとする。

2 局長は、仮使用認定申請に関する書類の送付を受けたときは、防火及び避難に関する安全対策の確保並びに消防用設備等の機能確保について必要な審査及び現場調査を行うものとする。ただし、防火対象物の規模、構造等により、現地調査を行う必要がないと局長が認める場合にあっては、この限りでない。

3 局長は、前項の審査又は現地調査を行ったときは、仮使用認定審査書(第9号様式)により審査を行った結果を連絡票(第10号様式)により建築主事等に通知するものとする。

(特殊消防用設備等の設置に係る審査)

第15条 局長又は署長は、総務大臣からの法第17条の2の2第3項又は法第17条の2の3第3項の規定に基づく特殊消防用設備等の認定又は承認に係る通知(以下「認定通知」という。)に基づき、法第17条第3項の特殊消防用設備等を設置する場合は、甲種特類消防設備士による着工届出書及び次の書類を確認するものとする。

(1) [略]

(2) 省令第31条の3の2に定める設備等設置維持計画

(3)～(4) [略]

(意見の申し出)

通知書(第6号様式)を関係者に通知するものとする。

(仮使用認定申請の処理)

第14条 局長は、建基法第7条の6第1項ただし書及び第18条第38項ただし書の規定による仮使用の認定に係る申請(以下「仮使用認定申請」という。)があったときは、当該申請がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

2 局長は、仮使用認定申請を収受したときは、防火及び避難に関する安全対策の確保並びに消防用設備等の機能確保について必要な審査及び現場調査を行うものとする。ただし、防火対象物の規模、構造等により、現地調査を行う必要がないと局長が認める場合にあっては、この限りでない。

3 局長は、前項の審査又は現地調査を行ったときは、仮使用認定審査書(第7号様式)により審査を行った結果を連絡票(第8号様式)により建築主事等に通知するものとする。

(特殊消防用設備等の設置に係る審査)

第15条 局長は、総務大臣からの法第17条の2の2第3項又は法第17条の2の3第3項の規定に基づく特殊消防用設備等の認定又は承認に係る通知(以下「認定通知」という。)に基づき、法第17条第3項の特殊消防用設備等を設置する場合は、甲種特類消防設備士による着工届及び次の書類を確認するものとする。

(1) [略]

(2) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第31条の3の2に定める設備等設置維持計画

(3)～(4) [略]

(意見の申し出)

第16条 局長又は署長は、認定通知を受けたときは、その記載内容を予防課長と協議し、必要と認めるときは、特殊消防用設備等の認定に係る事務処理について特殊消防用設備等(認定・変更承認)申請意見書(平成17年7月8日付け消防予第138号別記第3号様式)により、総務大臣に対し意見を申し出るものとする。

(届出の処理)

第17条 設置届出書及び着工届出書の処理は、局長又は署長が行うものとする。

(届出書の受付等)

第18条 局長又は署長は、設置届出書及び着工届出書を受理したときは、必要事項をOAシステムに入力し、設置届出書及び着工届出書の正本及び副本に別表分類(1)及び(2)で定める受付印及び届出済印を押印するものとする。

(着工届出書の処理)

第19条 局長又は署長は、着工届出書を受理した場合は、着工届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等着工届出受理簿(第11号様式)に必要事項を記載し、副本経過欄に別表分類(2)の届出済印、正本経過欄に別表分類(6)で定める副本受領印を押印し、届出者等に署名又は押印をさせ、副本を返付するものとする。

2 局長又は署長は、着工届出書を受理した場合は、令で定める消防用設備等の技術基準及び条例第5章で定める消防用設備等の技術上の基準の付加並びに別に定める消防用設備等の技術基準並びに審査基準(以下「設備等技術基準」という。)に適合しているかどうかについて審査するものとする。

3 局長又は署長は、前項の審査をした結果、設備等技術基準に適合していないと認めるときは、着工予定日の前日までに届出者に対し、設備等技術基準に適合さ

第16条 局長は、認定通知があったときは、その記載内容を予防課長と協議し、必要と認めるときは、特殊消防用設備等の認定に係る事務処理について特殊消防用設備等(認定・変更承認)申請意見書(平成17年7月8日付け消防予第138号別記第3号様式)により、総務大臣に対し意見を申し出るものとする。

(届出の処理)

第17条 着工届及び設置届の処理は、局長が行うものとする。

(着工届の処理)

第18条 局長は、着工届があったときは、当該届がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

2 局長は、着工届に係る文書等が設備等技術基準に適合するかどうかを審査するものとする。

3 局長は、前項の審査をした結果、設備等技術基準に適合していないと認めるときは、着工予定日の前日までに届出者に対し、設備等技術基準に適合させるよう指

せるよう指導するものとする。

(着工届出書の提出指導)

第20条 局長又は署長は、法第17条の規定により次に掲げる消防用設備等を設置する必要があると認めるときは、その工事を行う者に対し、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第33条の18の規定の例により着工届出書を提出するよう指導するものとする。

(1)～(11) [略]

(設置届出書の処理)

第21条 局長又は署長は、設置届出書が提出されたときは、法第17条の3の2の規定により、当該届出に係る消防用設備等が、設備等技術基準に適合しているか又は不適合かを審査するため、現地調査による検査(以下「完成検査」という。)を行うとともに、第19条第3項の規定により指導した事項が是正されているか確認するものとする。ただし、届出の内容が軽微なもので査察及び消防用設備等(特殊消防用設備等)試験結果報告書の確認等により必要な審査を行うことができると署長が認めるときは、これを完成検査に代えることができる。

2 局長又は署長は、設置届出書を受理した場合は、設置届出書の正本に別表分類(1)の受付印を押印して消防用設備等設置届出受理簿(第12号様式)及びOAシステムに必要な事項を入力し、副本受付欄に別表分類(2)の届出済印を押印するものとする。

3 局長又は署長は、設置届出書の返却にあたっては、届出者に対し、消防用設備等の検査の方法その他必要事項について指導するものとする。

導するものとする。

(着工届の提出指導)

第19条 局長は、法第17条の規定により次に掲げる消防用設備等を設置する必要があると認めるときは、その工事を行う者に対し、規則第33条の18の規定の例により着工届を提出するよう指導するものとする。

(1)～(11) [略]

(設置届の処理)

第20条 局長は、設置届があったときは、当該届がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

2 局長は、設置届があったときは、完成検査を行わなければならない。

3 局長は、完成検査を行うときは、併せて第18条第3項の規定により指導した事項が是正されているか確認するものとする。

4 局長は、設置届の内容が軽微なもので、査察及び消防用設備等(特殊消防用設備等)試験結果報告書の確認等により必要な審査を行うことができると認めるときは、これを第2項に規定する完成検査に代

(中間検査の実施)

第22条 局長又は署長は、完成検査を補完するため、火災予防上又は消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる防火対象物のうち、工事完了後に検査をすることが困難な部分について、工事完了前に必要な検査(以下「中間検査」という。)を行うものとする。

2 [略]

3 中間検査を行った場合は、中間検査表(第13号様式)に必要な事項を記録し、完成検査までの間保管するものとする。

(完成検査等の処理)

第23条 完成検査を行う消防職員(以下「検査員」という。)は、完成検査の結果、設備等技術基準に適合している場合には、別表分類(5)で定める完成検査済印を設置届出書の正本及び副本決裁欄に押印するとともに、正本備考欄に別表分類(6)副本受領印を押印し、届出者等に署名又は押印をさせ、副本を返付するものとする。

2 前項の規定は、第21条第1項ただし書の規定により完成検査を省略する場合に準用する。この場合において、前項中「完成検査」とあるのは「書類審査」と、「完成検査済印」とあるのは別表分類(7)に定める「書類審査済印」と読み替えるものとする。

3 検査員は、設備等技術基準に適合していない場合は、消防用設備等(特殊消防用設備等)完成検査結果通知書(第14号様式。以下「結果通知書」という。)により関係者に通知するものとする。

4 局長又は署長は、結果通知書により通知した指摘事項に係る改修等の報告を、関係者にさせるとともに、必要に応じて是正の確認を実施するものとする。

5 局長又は署長は、第1項の検査の結果、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設

えることができるものとする。

(中間検査の実施)

第21条 局長は、完成検査を補完するため、火災予防上又は消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる防火対象物のうち、工事完了後に検査をすることが困難な部分について、工事完了前に必要な検査(以下「中間検査」という。)を行うものとする。

2 [略]

3 中間検査を行った場合は、中間検査表(第9号様式)に必要な事項を記録し、完成検査までの間保管するものとする。

(完成検査等の処理)

第22条 完成検査を行う消防職員(以下「検査員」という。)は、完成検査の結果、設備等技術基準に適合している場合には、設置届に完成検査が完了したことを明らかにする措置を講じ、関係者に通知するものとする。

2 検査員は、設備等技術基準に適合していない場合は、消防用設備等(特殊消防用設備等)完成検査結果通知書(第10号様式)により関係者に通知するものとする。

3 局長は、前項の規定により通知した指摘事項に係る改修等の報告を、関係者にさせるとともに、必要に応じて是正の確認を実施するものとする。

4 局長は、第1項の検査の結果、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術

備等技術基準に適合していないと認めるときは、その消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置された防火対象物の関係者に対し、これを設備等技術基準に適合させるよう指導するものとする。

- 6 局長又は署長は、前項の規定による指導をした関係者から必要な是正の措置を講じた旨の報告を受けたときは、再検査を実施するものとする。

(検査済証の交付)

第24条 局長又は署長は、前条の完成検査の結果、関係者に規則第31条の3第4項に規定する消防用設備等・特殊消防用設備等の検査済証(以下「検査済証」という。)を交付するときは、OAシステム及び消防用設備等検査済証交付簿(第15号様式)に必要事項を記録するものとする。

- 2 [略]

(検査済証の再交付)

第25条 局長又は署長は、前条第1項の検査済証の交付を受けた者から、その検査済証を紛失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申出があったときは、検査済証再交付申請書(第16号様式)を提出させ、再交付するものとする。

(検査の応援)

第26条 局長又は署長は、第22条の中間検査及び第23条の完成検査にあたり、特に必要があると認めるときは、他の署長又は局長に対し検査員の応援を要請することができる。

(届出書等の保管)

第27条 局長又は署長は、着工届出書及び設置届出書の関係図書を防火対象物の台帳ごとに編冊し、管理するものとする。ただし、変更のない図面等に関しては省略することができる。

基準に適合していないと認めるときは、その消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置された防火対象物の関係者に対し、これを設備等技術基準に適合させるよう指導するものとする。

- 5 局長は、前項の規定による指導をした関係者から必要な是正の措置を講じた旨の報告を受けたときは、再検査を実施するものとする。

(検査済証の交付)

第23条 局長は、前条の完成検査の結果、関係者に規則第31条の3第4項に規定する検査済証を交付するときは、交付したことを明らかにする措置を講ずるものとする。

- 2 [略]

(検査済証の再交付)

第24条 局長は、前条第1項の検査済証の交付を受けた者から、その検査済証を紛失し、汚損し、又は破損したことにより再交付の申出があったときは、検査済証再交付申請書(第11号様式)を提出させ、再交付するものとする。

(検査の応援)

第25条 局長は、第21条の中間検査及び第22条の完成検査にあたり、特に必要があると認めるときは、消防署長に対し検査員の応援を要請することができる。

(届出等の保管)

第26条 局長は、着工届、設置届及びこれらに関係する文書等を防火対象物の台帳ごとに編冊し、管理するものとする。ただし、変更のない文書等に関しては、この限りでない。

(電子申請等)




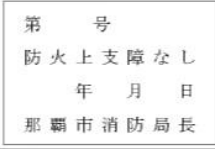

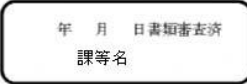

第27条 この規定による申請、届出又は通

<p>[別表 別記]                  [第2号様式 別記]                  [第4号様式 別記]                  [第6号様式 別記]  <u>第7号様式</u> [略]                  [第8号様式 別記]  <u>第9号様式</u> [略]                  [第10号様式 別記]                  [第11号様式 別記]                  [第12号様式 別記]                  [第13号様式(第22条関係) 別記]  <u>第14号様式(第23条関係)</u> [略]                  [第15号様式 別記]                  [第16号様式(第25条関係) 別記]</p>	<p><u>知は、那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年12月27日条例38号)に規定される方法により行うことができるものとする。</u></p> <p>[第2号様式 別記]                  [第4号様式 別記]    <u>第6号様式</u> [略]  <u>第7号様式</u> [略]                  [第8号様式 別記]                    [第9号様式(第21条関係) 別記]  <u>第10号様式(第22条関係)</u> [略]                    [第11号様式(第24条関係) 別記]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>4 改正前の欄中の別表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の別表の表示がない場合には、当該改正表を削る。</li> <li>5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。</li> <li>6 改正様式の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</li> </ol>	

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

分類	名称	ひな型	寸法
(1)	受付印		直径 30mm
(2)	届出済印		40mm×30mm
(3)	消防同意専用印		35mm×20mm
(4)	計画通知専用印		35mm×20mm
(5)	完成検査済印		60mm×20mm
(6)	副本受領印	年 月 日副本受領_____	60mm×60mm
(7)	書類審査済印		60mm×20mm
(8)	特例申請承認印		40mm×25mm

[改正後 別記] 削る

[改正前 別記]

第2号様式(第7条関係)

消防審査に関する連絡票		
<p>建 築 主 事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">所 属 : 担 当 者 : 連 絡 先 :</p> <p>審査の結果、下記の件について指摘事項がありますのでご連絡申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>工事名称 : 地名地番 : 受付番号 :</p>		
番号	図 書 名 (番号)	指 摘 事 項
1		
2		
3		
4		
合 計            枚		

[改正後 別記]

第2号様式(第7条関係)

<p>消防審査に関する連絡票</p> <p style="margin-top: 20px;">様</p> <p style="margin-top: 40px; text-align: right;">所 属 : 担 当 者 : 連 絡 先 :</p> <p style="margin-top: 40px;">審査の結果、下記の件について指摘事項がありますのでご連絡申し上げます。</p> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">記</p> <p style="margin-top: 20px;">工事名称 : 地名地番 : 受付番号 :</p>		
番号	図 書 名 (番号)	指 摘 事 項
1		
2		
3		
4		
合 計		枚

## [改正前 別記]

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛  
(消防署長)管理権原者 (法人の場合は法人名及び代表者氏名)  
住 所  
氏 名  
電話番号

## 社会福祉施設等設置計画 (変更) 書

当施設 (事業所) の設置計画及び用途は下記のとおりです。なお、今回報告した設置計画に変更が生じた場合はすみやかに報告いたします。

## 記

## 1 施設概要 (事業所)

所在地 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 事業種別 \_\_\_\_\_

- (1) 施設の概要【入居・宿泊・入所・一時預かり・通所・その他( )】  
 (2) 同一建物に他の社会福祉施設等があるか 【あり / なし】

## 2 利用者の状況等

## (1) 高齢者施設

- ① 施設全体の定員(予定数) 【 人】  
 ② 要介護状態区分3以上の者の数 【 人】  
 ③ 福祉サービスの提供(状況把握・生活相談サービスを除く) 【あり / なし】  
 ④ 事業者による福祉サービスの場となる食堂や共同浴室があるか 【あり / なし】  
 ⑤ (②要介護区分3以上の数) ÷ (①全体の人数)の商が 【0.5以上 / 0.5未満】

○用途判定 : ③「なし」、④「なし」の場合はいずれも(5)項ロとする。  
 ③④が共に「あり」で⑤「0.5以上」の場合は(6)項ロ(②が1人の場合を除く)とする。  
 ③④が共に「あり」で⑤「0.5未満」の場合は(6)項ハとする。  
 ○スプリンクラー設備判定 : 用途判定が(6)項ロとなった場合は、スプリンクラー設備が該当する。

## (2) 障がい者福祉施設等

- ① 施設全体の定員(予定数) 【 人】  
 ② 障害支援区分4以上の者の数 【 人】  
 ③ 介護がなければ避難できない者の数(予定数) 【 人】  
 ④ 福祉サービスの提供(状況把握・生活相談サービスを除く) 【あり / なし】  
 ⑤ 共同生活援助を行う施設で、サテライト型住居(本体住居との密接な連携を前提として、

- 利用者がマンション等の1室に単身で居住する形態)に該当する【 サテライト型 / それ以外 】
- ⑥ 居宅生活訓練事業を行う施設で、入居形態が単身で一般の共同住宅と変わらないものに該当する 【 単身で一般 / それ以外 】
- ⑦ (②障害区分4以上の人数) ÷ (①全体の人数)の商が 【 0.8を超える / 0.8以下 】
- ⑧ (③介助がなければ避難できない者の人数) ÷ (①全体の人数)の商が 【 0.8を超える / 0.8以下 】
- ⑨ 福祉施設部分の面積が 【 275㎡未満 / 275㎡以上 】

○用途判定 : ④「なし」、⑤「サテライト型」、⑥「一般で単身」の場合はいずれも(5)項口とする。  
 ⑦「0.8を超える」の場合は(6)項口(ただし、①が1人の場合を除く)とする。  
 ⑦「0.8以下」の場合は(6)項口とする。

○スプリンクラー設備判定 : (6)項口と判定され、⑧「0.8を超える」、または⑨「275㎡以上」の場合は、いずれもスプリンクラー設備が該当する。

(備考)

- 1 月に5日以上宿泊や短期入所(居)がある施設は、施設概要で「宿泊」「入所(居)」とすること。
- 2 施設全体の定員数(予定数)が未定の場合は、居室面積に7.43㎡を除いて算出すること。(端数切捨て)
- 3 福祉サービスとは、食事の提供、清掃や洗濯等の家事援助、食事・入浴・排せつの介助等をいう。
- 4 上記判定基準は、計画事業所部分のみを対象としており、建物全体の面積や用途によって新たに消防用設備等が必要になる場合があります。
- 5 上記判定基準で用途等の判定ができない場合、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ態勢等を基に、全体の火災危険性を勘案して消防側と協議すること。
- 6 「介助がなければ避難できない者(総務省令で定める者)」とは次によること。

(認定調査項目) 網掛け部分のいずれかに該当する者が、介助がなければ避難できない者とする。

移乗	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要
移動	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要
危険認識	支援が不要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
説明理解	理解できる	理解できない		理解できているか判断できない
多動・行動停止	支援が不要	稀に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要
不安定な行動	支援が不要	稀に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要

(認定調査項目以外の確認方法)

- ・障がい児入所施設は、「乳児」「幼児」「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていない者」が、介助がなければ避難できない者とする。
- ・認定調査項目で確認ができない施設は、福祉部局および消防側と協議すること。

※下記の欄には記入しないでください。

社会福祉施設等設置計画(変更)書に基づき下記のとおり判定しました。  
 ◇対象物(事業所)用途 \_\_\_\_\_  
 ※用途判定につきましては、事業概要(要介護状態等)に変更等がある場合には、用途が変更になることがあります。

[改正後 別記]

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛

管理権原者 (法人の場合は法人名及び代表者氏名)  
住 所  
氏 名  
電話番号

社会福祉施設等設置計画 (変更) 書

当施設 (事業所) の設置計画及び用途は下記のとおりです。なお、今回報告した設置計画に変更が生じた場合はすみやかに報告いたします。

記

1 施設概要 (事業所)

所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
事業種別 \_\_\_\_\_

- (1) 施設の概要【 入居・宿泊・入所・一時預かり・通所・その他 ( ) 】  
(2) 同一建物に他の社会福祉施設等があるか 【 あり / なし 】

2 利用者の状況等

(1) 高齢者施設

- ① 施設全体の定員(予定数) 【 人】  
② 要介護状態区分3以上の者の数 【 人】  
③ 福祉サービスの提供(状況把握・生活相談サービスを除く) 【 あり / なし 】  
④ 事業者による福祉サービスの場となる食堂や共同浴室があるか 【 あり / なし 】  
⑤ (②要介護区分3以上の数) ÷ (①全体の人数)の商が 【 0.5以上 / 0.5未満 】

○用途判定 : ③「なし」、④「なし」の場合はいずれも(5)項口とする。  
③④が共に「あり」で⑤「0.5以上」の場合は(6)項口(②が1人の場合を除く)とする。  
③④が共に「あり」で⑤「0.5未満」の場合は(6)項口とする。  
○スプリンクラー設備判定 : 用途判定が(6)項口となった場合は、スプリンクラー設備が該当する。

(2) 障がい者福祉施設等

- ① 施設全体の定員(予定数) 【 人】  
② 障害支援区分4以上の者の数 【 人】  
③ 介護がなければ避難できない者の数(予定数) 【 人】  
④ 福祉サービスの提供(状況把握・生活相談サービスを除く) 【 あり / なし 】  
⑤ 共同生活援助を行う施設で、サテライト型住居(本体住居との密接な連携を前提として、

- 利用者がマンション等の1室に単身で居住する形態)に該当する【 サテライト型 / それ以外 】
- ⑥ 居宅生活訓練事業を行う施設で、入居形態が単身で一般の共同住宅と変わらないものに該当する 【 単身で一般 / それ以外 】
- ⑦ (②障害区分4以上の人数) ÷ (①全体の人数)の商が 【 0.8を超える / 0.8以下 】
- ⑧ (③介助がなければ避難できない者の人数) ÷ (①全体の人数)の商が 【 0.8を超える / 0.8以下 】
- ⑨ 福祉施設部分の面積が 【 275㎡未満 / 275㎡以上 】

○用途判定 : ④「なし」、⑤「サテライト型」、⑥「一般で単身」の場合はいずれも(5)項口とする。  
 ⑦「0.8を超える」の場合は(6)項口(ただし、①が1人の場合を除く)とする。  
 ⑦「0.8以下」の場合は(6)項へとする。  
 ○スプリンクラー設備判定 : (6)項口と判定され、⑧「0.8を超える」、または⑨「275㎡以上」の場合は、いずれもスプリンクラー設備が該当する。

(備考)

- 1 月に5日以上宿泊や短期入所(居)がある施設は、施設概要で「宿泊」「入所(居)」とすること。
- 2 施設全体の定員数(予定数)が未定の場合は、居室面積に7.43㎡を除いて算出すること。(端数切捨て)
- 3 福祉サービスとは、食事の提供、清掃や洗濯等の家事援助、食事・入浴・排せつの介助等をいう。
- 4 上記判定基準は、計画事業所部分のみを対象としており、建物全体の面積や用途によって新たに消防用設備等が必要になる場合があります。
- 5 上記判定基準で用途等の判定ができない場合、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ態勢等を基に、全体の火災危険性を勘案して消防側と協議すること。
- 6 「介助がなければ避難できない者(総務省令で定める者)」とは次によること。

(認定調査項目) 網掛け部分のいずれかに該当する者が、介助がなければ避難できない者とする。

移乗	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
移動	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
危険認識	支援が不要		部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
説明理解	理解できる		理解できない	理解できているか判断できない	
多動・行動停止	支援が不要	稀に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要
不安定な行動	支援が不要	稀に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要

(認定調査項目以外の確認方法)

- ・障がい児入所施設は、「乳児」「幼児」「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていない者」が、介助がなければ避難できない者とする。
- ・認定調査項目で確認ができない施設は、福祉部局および消防側と協議すること。

※下記の欄には記入しないでください。

社会福祉施設等設置計画(変更)書に基づき下記のとおり判定しました。  
 ◇対象物(事業所)用途 \_\_\_\_\_  
 ※用途判定につきましては、事業概要(要介護状態等)に変更等がある場合には、用途が変更になることがあります。

[改正前 別記]

第6号様式(第13条関係)

消防用設備等特例申請処理簿

受付番号 受付年月日	対象物所在地 名 称	申請者	特例を受けようとする設備	承認年月日 不承認年月日等
第 号	那覇市			第 号
年 月 日				年 月 日
第 号	那覇市			第 号
年 月 日				年 月 日
第 号	那覇市			第 号
年 月 日				年 月 日
第 号	那覇市			第 号
年 月 日				年 月 日
第 号	那覇市			第 号
年 月 日				年 月 日
第 号	那覇市			第 号
年 月 日				年 月 日
第 号	那覇市			第 号
年 月 日				年 月 日

[改正後 別記] 削る

[改正前 別記]

第8号様式(第14条関係)

仮使用認定申請処理簿

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所在地	那覇市		
用途	( ) 項	延べ面積	m <sup>2</sup>
調査年月日	年 月 日	調査員	
建築指導課連絡	年 月 日	備考	

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所在地	那覇市		
用途	( ) 項	延べ面積	m <sup>2</sup>
調査年月日	年 月 日	調査員	
建築指導課連絡	年 月 日	備考	

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所在地	那覇市		
用途	( ) 項	延べ面積	m <sup>2</sup>
調査年月日	年 月 日	調査員	
建築指導課連絡	年 月 日	備考	

消防受付年月日	年 月 日	消防受付番号	第 号
消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
建築指導課受付	年 月 日	指導課受付番号	第 号
建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
防火対象物名称			
所在地	那覇市		
用途	( ) 項	延べ面積	m <sup>2</sup>
調査年月日	年 月 日	調査員	
建築指導課連絡	年 月 日	備考	

[改正後 別記] 削る

[改正前 別記]

第10号様式(第14条関係)

連 絡 票

建築主事 様

那覇市消防局長

下記建築物の仮使用部分について、次のとおり防火上支障が ある と認めるので  
通知します。 ない

記

建築指導課

受付年月日

年 月 日

受付番号

第 号

建物名称

支障がある理由

[改正後 別記]

第8号様式(第14条関係)

連 絡 票		
		年 月 日
様		
那覇市消防局長		
下記建築物の仮使用部分について、次のとおり防火上支障が		ある
通知します。		ない と認めるので
記		
<input type="checkbox"/> 建築指導課 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関		
受付年月日	年 月 日	
受付番号	第 号	
建物名称		
支障がある理由		





[改正前 別記]

第13号様式(第22条関係)

中 間 検 査 表

所 属		署 長	課 長	係 長	係 員
日 時	年 月 日 ( ) 時 分				
場 所	那覇市				
検査等の種類					
検 査 員		立 会 者			
検 査 概 要					
防 火 対 象 物	所 在 地	那覇市			
	名 称		用 途	( ) 項	
	構 造 等	造 地上 階 / 地下 階			
	規 模	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
◇検査等の内容及び指摘事項					

[改正後 別記]

第9号様式(第21条関係)

中 間 検 査 表

所 属		課 長	係 長	係 員
日 時	年 月 日 ( ) 時 分			
検査等の種類				
検査員		立会者		
検 査 概 要				
防 火 対 象 物	所在地	那覇市		
	名称		用途	( ) 項
	構造等	造 地上 階 / 地下 階		
	規模	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積
◇検査等の内容及び指摘事項				

[改正前 別記]

第15号様式(第24条関係)

消防用設備等検査済証交付簿

交付番号・年月日	検査年月日	年 月 日	防火対象物の所在地・名称	申請者の住所・氏名
第 号	合格年月日	年 月 日		
年 月 日	備 考			
設備等の種別				
交付番号・年月日	検査年月日	年 月 日	防火対象物の所在地・名称	申請者の住所・氏名
第 号	合格年月日	年 月 日		
年 月 日	備 考			
設備等の種別				
交付番号・年月日	検査年月日	年 月 日	防火対象物の所在地・名称	申請者の住所・氏名
第 号	合格年月日	年 月 日		
年 月 日	備 考			
設備等の種別				
交付番号・年月日	検査年月日	年 月 日	防火対象物の所在地・名称	申請者の住所・氏名
第 号	合格年月日	年 月 日		
年 月 日	備 考			
設備等の種別				
交付番号・年月日	検査年月日	年 月 日	防火対象物の所在地・名称	申請者の住所・氏名
第 号	合格年月日	年 月 日		
年 月 日	備 考			
設備等の種別				

[改正後 別記] 削る

[改正前 別記]

第16号様式(第25条関係)

検 査 済 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

那覇市 宛

申請者  
住 所  
氏 名  
連 絡 先

年 月 日に交付を受けた次の 防火対象物消防用設等 に係る

検 査 済 証 を 亡失・減失 したので、再交付を申請します。  
汚損・破損

防 火 対 象 物	所在地	那覇市			
	事業所名				
	建物名称				
	用途	構造・階数	規 模		
	( ) 項	造 地上 階/地下 階	床面積	m <sup>2</sup> 延面積	m <sup>2</sup>
再交付を受ける 設備		検査年月日	年 月 日		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

備考

- 1 再交付申請の対象となる防火対象物又は設備の種類、通知書等の種類及び再交付の理由は不足事項を記入のうえ、該当する項目を○で囲んでください。
- 2 申請者が法人の場合は、氏名欄には名称及び代表者氏名を記入してください。
- 3 汚損又は破損による再交付申請の場合は、この申請書に汚損又は破損した検査済証又は検査結果通知書を添付してください。
- 4 ※欄には、記入しないでください。
- 5 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

[改正後 別記]

第11号様式(第24条関係)

検 査 済 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

那覇市消防局長 宛

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

年 月 日に交付を受けた次の 防火対象物消防用設等 に係る

検 査 済 証 を 亡失・滅失 したので、再交付を申請します。  
汚損・破損

防 火 対 象 物	所 在 地	那覇市			
	事業所名				
	建物名称				
	用 途	構造・階数		規 模	
	( ) 項	造 地上 階/地下 階	床面積	m <sup>2</sup>	延面積
再交付を受ける 設備		検査年月日	年 月 日		
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 再交付申請の対象となる防火対象物又は設備の種類、通知書等の種類及び再交付の理由は不足事項を記入のうえ、該当する項目を○で囲んでください。
- 2 申請者が法人の場合は、氏名欄には名称及び代表者氏名を記入してください。
- 3 汚損又は破損による再交付申請の場合は、この申請書に汚損又は破損した検査済証又は検査結果通知書を添付してください。
- 4 ※欄には、記入しないでください。
- 5 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

那覇市消防局訓令第7号  
令和8年3月18日  
公 表 済

那覇市消防庁舎管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局  
局 長 上 原 立 也

## 那覇市消防庁舎管理規程の一部を改正する訓令

那覇市消防庁舎管理規程（平成27年消防局訓令第4号）の一部を次のように改める。

改正前	改正後
<p>(事務委任)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項第1号の規定に関わらず、消防局庁舎の1階部分、3階部分及び訓練塔部分については、<u>中央消防署長とする。</u></p> <p>(消防庁舎の利用)</p> <p>第4条 管理規則第8条第1項各号に定める行為をしようとする者は、あらかじめ前条の規定により、庁舎管理者から事務委任を受けた者(以下「<u>事務委任者</u>」という。)に消防庁舎使用許可申請書(第1号様式)を提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(庁舎損傷等の届出)</p> <p>第5条 消防庁舎を損傷し、又は著しく汚損した者は、直ちにその旨を<u>事務委任者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(鍵の保管)</p> <p>第7条 出入口等の鍵は、<u>事務委任者</u>が定めた場所に保管する。</p> <p>[第1号様式(第4条関係) 別記]</p> <p>[第2号様式(第5条関係) 別記]</p> <p>[第3号様式(第6条関係) 別記]</p>	<p>(事務委任)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項第1号の規定に関わらず、消防局庁舎の1階部分、3階部分及び訓練塔部分については、<u>北消防署長に委任する。</u></p> <p>(消防庁舎の利用)</p> <p>第4条 管理規則第8条第1項各号に定める行為をしようとする者は、あらかじめ前条の規定により、庁舎管理者から事務委任を受けた者(以下「<u>事務受任者</u>」という。)に消防庁舎使用許可申請書(第1号様式)を提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(庁舎損傷等の届出)</p> <p>第5条 消防庁舎を損傷し、又は著しく汚損した者は、直ちにその旨を<u>事務受任者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(鍵の保管)</p> <p>第7条 出入口等の鍵は、<u>事務受任者</u>が定めた場所に保管する。</p> <p>[第1号様式(第4条関係) 別記]</p> <p>[第2号様式(第5条関係) 別記]</p> <p>[第3号様式(第6条関係) 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則(令和8年3月18日消防局訓令第7号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第1号様式(第4条関係)]

[略] 平成 年 月 日				
[略]				
[略]				
平成 年 月 日( ) ~ 月 日( )				
[略]				
[略]				
平成 年 月 日				
[略]				
[略]	[略]	課 長 (署長/所長)	[略]	[略]
[略]				

[改正後 別記]

[第1号様式(第4条関係)]

[略] 年 月 日				
[略]				
[略]				
年 月 日( ) ~ 月 日( )				
[略]				
[略]				
年 月 日				
[略]				
[略]	[略]	課 長 (署長/出張所長)	[略]	[略]
[略]				

[改正前 別記]

[第2号様式(第5条関係)]

[略]	
平成 年 月 日	
[略]	
課長・署長 (公印省略)	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	

[改正後 別記]

[第2号様式(第5条関係)]

[略]	
年 月 日	
[略]	
課長・署長	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	

[改正前 別記]

[第3号様式(第6条関係)]

[略]

消防局庁舎出入受付簿					平成 年	
月日	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	
∠				:	:	

[改正後 別記]

[第3号様式(第6条関係)]

[略]						
消防局庁舎出入受付簿						
年月日	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	

第1号様式(第4条関係)

消防庁舎使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_  
内 線 \_\_\_\_\_

庁舎使用について下記のとおり申請します。

記

使用目的
使用場所
使用期間 年 月 日( ) ~ 月 日( ) ( 時 分 ~ 時 分) 時間
その他(使用者又は参加人数など) 参加者： 名 使用機材：

年 月 日

以上のとおり許可する。

消防庁舎管理者

公 印 省 略	<input checked="" type="checkbox"/> 決裁欄 許可してよろしいか。	課 長 (署長／出張所長)	係 長	係 員

第2号様式(第5条関係)

## 消防庁舎修繕等依頼書

年 月 日	
消防局総務課長 様	
課長・署長	
那覇市消防庁舎管理規程第5条第2項の規定により、下記のとおり依頼します。	
署所名・課名	
報告者階級氏名	
修 繕 箇 所	
修繕内容	

第3号様式(第6条関係)

## 消防局庁舎出入受付簿

年月日	機関名	氏名	用務	入	出	確認
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	
年 月 日				:	:	

那覇市消防局訓令第8号  
令和8年3月25日  
公 表 済

那覇市消防安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局  
局 長 上 原 立 也

那覇市消防安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

那覇市消防安全衛生管理規程(平成29年消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(安全衛生管理員) 第15条 消防局及び消防署において、次に掲げる者をもって安全衛生管理員を選任する。 (1) 課においては、消防司令 (2) 署においては、消防係の消防司令 2 [略] [別表2 別記]	(安全衛生管理員) 第15条 消防局及び消防署においては、主幹を安全衛生管理員に選任する。 2 [略] [別表2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表2(第54条、第62条関係)

構成	所属等	職名等	
[略]			
委員	安全責任者	[略]	
		中央消防署	[略]
		[略]	
	[略]	衛生管理に関する資格を有する者	[略]
		中央消防署職員	[略]
	[略]		
	安全衛生管理員	総務課	司令
		予防課	司令
		警防課	司令
		救急課	司令
情報指令課		司令	
中央消防署消防係		司令	

	西消防署消防係	司令
[略]		

[改正後 別記]

別表2(第54条、第62条関係)

構成	所属等		職名等
[略]			
委員	安全責任者	[略]	
		北消防署	[略]
		[略]	
	[略]	衛生管理に関する資格を有する者	[略]
			北消防署職員
			[略]
	安全衛生管理員	総務課	主幹
		予防課	主幹
		警防課	主幹
		救急課	主幹
情報指令課		主幹	
北消防署		主幹	
西消防署		主幹	
[略]			

## 上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 号  
令和 8 年 3 月 31 日  
公 表 済

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

## 那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 局に次の部、課、課内室及び係を置く。</p> <p>上下水道部</p> <p>  総務課</p> <p>    総務係</p> <p>    管財係</p> <p>    職員係</p> <p>    契約検査室</p> <p>    法規調整室</p> <p>  [略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>上下水道部</p> <p>  総務課</p> <p>    (1)～(6) [略]</p> <p>    (7)～(13) [略]</p> <p>    (14) <u>給与、報酬、費用弁償</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p>  総務課</p> <p>    総務係</p> <p>    管財係</p> <p>    職員係</p> <p>    契約検査室</p> <p>  [略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p>  総務課</p> <p>    (1)～(6) [略]</p> <p>    (7) <u>条例、企業管理規程等の立案に関する審査及び制定に関すること</u>。</p> <p>    (8) <u>法令、条例、企業管理規程等の解釈及び運用に係る助言に関すること</u>。</p> <p>    (9) <u>行政手続及び争訟事務の総括に関すること</u>。</p> <p>    (10) <u>情報公開及び個人情報保護に関すること</u>。</p> <p>    (11) <u>水道施設及び下水道施設の賠償責任保険に関すること</u>。</p> <p>    (12)～(18) [略]</p> <p>    (19) <u>給与、報酬及び費用弁償</u>に関する<u>こと</u>。</p>

<p>(15) [略]</p> <p>(16) <u>工事の請負、業務の委託、物品の購入に係る契約に関する</u>こと。</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) <u>条例、企業管理規程等の立案に関する審査及び制定に関する</u>こと。</p> <p>(19) <u>法令、条例、企業管理規程等の解釈及び運用に係る助言に関する</u>こと。</p> <p>(20) <u>行政手続及び争訟事務の総括に関する</u>こと</p> <p>(21) <u>情報公開及び個人情報保護に関する</u>こと。</p> <p>(22) <u>水道施設及び下水道施設の賠償責任保険に関する</u>こと</p> <p>(23) [略]</p> <p>[略]</p> <p>料金サービス課</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>水道管理課</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>漏水防止の啓発に関する</u>こと。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(20) [略]</p> <p>(21) <u>工事の請負、業務の委託及び物品の購入に係る契約に関する</u>こと。</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>[略]</p> <p>料金サービス課</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に関する</u>こと。</p> <p>水道管理課</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>[略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

那 霸 市 上 下 水 道 局 規 程 第 2 号  
令 和 8 年 3 月 3 1 日  
公 表 濟

那 霸 市 上 下 水 道 局 企 業 職 員 就 業 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

那 霸 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者  
上 下 水 道 局 長 屋 比 久 猛 義

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後の欄中のけい線に対応する改正前の欄中のけい線がない場合には、当該けい線を加える。</p>	

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間	
[略]	[略]	[略]	
17	[略]	[略]	
			血族   姻族
		<u>1親等の直系尊属(父母)</u>	[略]
		<u>1親等の直系卑属(子)</u>	5日   [略]
		<u>2親等の直系尊属(祖父母)</u>	[略]   [略]
		<u>2親等の直系卑属(孫)</u>	[略]   [略]
		<u>2親等の傍系者(兄弟姉妹)</u>	[略]   [略]
		<u>3親等の直系尊属(曾祖父母)</u>	[略]   [略]
		<u>3親等の傍系尊属(おじ、おば)</u>	[略]   [略]
		<u>3親等の傍系卑属(おい、めい)</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	

備考

1～2 [略]

3 第17号関係

(1) [略]

(2) いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。

(3) 配偶者等及び血族の父母、子であって遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

[改正後 別記]

別表第2(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間		
[略]				
17	[略]	[略]		
			血族	姻族
		父母	[略]	
		子	7日	[略]
		祖父母	[略]	[略]
		孫	[略]	[略]
		兄弟姉妹	[略]	[略]
		曾祖父母	[略]	[略]
		おじ又はおば	[略]	[略]
		おい又はめい	[略]	
[略]				

備考

1～2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 祖父母、おじ又はおばが死亡した場合であって、その者を職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受けるときは、父母が死亡した場合に準ずるものとする。

(3) 葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、往復に通常要する日数を加算することができる。

那覇市上下水道局規程第3号  
令和8年3月31日  
公 表 濟

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(一般競争入札の公告等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の建設工事に係る請負契約にあっては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項の規定に適合する見積期間を、入札期日の前日から公告するまでの間に設けて行わなければならない。</p> <p>(随意契約によることができる限度額)</p> <p>第22条 令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約の種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: center;"><u>130万円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 財産の買入れ</td> <td style="text-align: center;"><u>80万円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 物件の借入れ</td> <td style="text-align: center;"><u>40万円</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 財産の売払い</td> <td style="text-align: center;"><u>30万円</u></td> </tr> <tr> <td>(5) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>50万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第31条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>工事請負契約において、契約金額が130万円以下のとき。</u></p> <p>(7) <u>随意契約を締結する場合において、契約金額が70万円以下であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるお</u></p>	契約の種類	金額	(1) 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>	(2) 財産の買入れ	<u>80万円</u>	(3) 物件の借入れ	<u>40万円</u>	(4) 財産の売払い	<u>30万円</u>	(5) [略]		(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>	<p>(一般競争入札の公告等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の建設工事に係る請負契約にあっては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第5条の9第1項の規定に適合する見積期間を、入札期日の前日から公告するまでの間に設けて行わなければならない。</p> <p>(随意契約によることができる限度額)</p> <p>第22条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約の種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: center;"><u>200万円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 財産の買入れ</td> <td style="text-align: center;"><u>150万円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 物件の借入れ</td> <td style="text-align: center;"><u>80万円</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 財産の売払い</td> <td style="text-align: center;"><u>50万円</u></td> </tr> <tr> <td>(5) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>100万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>次に掲げる場合であって、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u></p>	契約の種類	金額	(1) 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>	(2) 財産の買入れ	<u>150万円</u>	(3) 物件の借入れ	<u>80万円</u>	(4) 財産の売払い	<u>50万円</u>	(5) [略]		(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>
契約の種類	金額																												
(1) 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>																												
(2) 財産の買入れ	<u>80万円</u>																												
(3) 物件の借入れ	<u>40万円</u>																												
(4) 財産の売払い	<u>30万円</u>																												
(5) [略]																													
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>																												
契約の種類	金額																												
(1) 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>																												
(2) 財産の買入れ	<u>150万円</u>																												
(3) 物件の借入れ	<u>80万円</u>																												
(4) 財産の売払い	<u>50万円</u>																												
(5) [略]																													
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>																												

<p><u>それがないとき。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>委託契約を締結するとき。</u></p> <p>(10)～(12) [略]</p>	<p><u>ア 令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約を締結する場合</u></p> <p><u>イ アに該当する場合を除くほか、委託契約(工事請負契約を除く。)を締結する場合</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8)～(10) [略]</p>
---	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第22条の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。  
(那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部改正)
- 3 那覇市上下水道局請負工事検査規程(平成14年那覇市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号に掲げる工事は、当該各号に定めるところにより、別に検査員を任命する。</p> <p>(1) 請負額が1件<u>130万円</u>以下の工場所管課の職員</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(検査員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) 請負額が1件<u>200万円</u>以下の工場所管課の職員</p> <p>(2)～(4) [略]</p>

備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

那覇市上下水道局規程第4号  
令和8年3月31日  
公 表 済

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年休以外の休暇)</p> <p>第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p>	<p>(年休以外の休暇)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p><u>(20) 生後1年に達しない子を育てる任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内で管理者が定める期間</u></p> <p><u>(21) 任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、要介護者(就業規程第5条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</u></p> <p><u>(22) 任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者等(配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は任用職員とパートナーシップ(互いを人生のパー</u></p>

<p>(20) [略]</p> <p>2 任用職員に係る無給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。</p> <p>(1) <u>生後1年に達しない子を育てる任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内で管理者が定める期間</u></p> <p>(2) <u>任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、要介護者(就業規程第5条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間</u></p>	<p><u>トナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。)が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。)が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。)にある者のうち管理者が認めるものをいう。別表第3において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</u></p> <p>(23) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	---

(3) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)であって、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第22条第1項から第5項までの規定の例により、管理者がその任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)の指定に係る申出の時点において勤務しないことが相当であると認められる場合  
指定期間内において1日又は1時間を単位(1時間を単位とする当該休暇には、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。)として必要と認められる期間

ア～イ [略]

(4) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において30分を単位として、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(当該任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間

ア～イ [略]

(1) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)であって、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第22条第1項から第5項までの規定の例により、管理者がその任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)の指定に係る申出の時点において勤務しないことが相当であると認められる場合  
指定期間内において1日又は1時間を単位(1時間を単位とする当該休暇には、1日を通じ4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。)として必要と認められる期間

ア～イ [略]

(2) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において30分を単位として、1日につき2時間(当該任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間

ア～イ [略]

<p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者等(配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は職員とパートナーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。))が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。))が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。))の関係をいう。))にある者のうち管理者が認めるものをいう。別表第3において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全</li> </ol>	

部を当該改正後表に改める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第13条関係)

親族等	日数	
	血族	姻族
配偶者等	10日	
1親等の直系尊属(父母)	7日	3日
1親等の直系卑属(子)	5日	3日
2親等の直系尊属(祖父母)	3日	2日
2親等の直系卑属(孫)	2日	なし
2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日	2日
3親等の直系尊属(曾祖父母)	2日	1日
3親等の傍系尊属(おじ、おば)	1日	1日
3親等の傍系卑属(おい、めい)	1日	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 3 配偶者等及び血族の父母、子であって遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

[改正後 別記]

別表第3(第13条関係)

親族等	日数	
	血族	姻族
配偶者等	10日	
	血族	姻族
父母	7日	3日
子	7日	3日
祖父母	3日	2日
孫	2日	なし
兄弟姉妹	3日	2日
曾祖父母	2日	1日
おじ又はおば	1日	1日
おい又はめい	1日	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 祖父母、おじ又はおばが死亡した場合であって、その者を任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受けるときは、父母が死亡した場合に準ずるものとする。
- 3 葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、往復に通常要する日数を加算することができる。

那覇市上下水道局規程第 5 号  
 令 和 8 年 3 月 3 1 日  
 公 表 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者  
 上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(報酬額) 第2条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額とする。		(報酬額) 第2条 [略]	
職種	報酬	職種	報酬
産業医	月額 <u>60,000円</u>	産業医	月額 <u>66,000円</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

**上下水道局告示**

那覇市上下水道局告示第 2 号  
令和 8 年 4 月 1 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について

下記事業所について、有効期間更新の手続きを行わなかったことにより有効期間満了となるため、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条第 3 号に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

記

	指定 番号	指定工事店名	満了日	理由
1	308	ケイエム設備企画	令和 8 年 3 月 31 日	有効期間満了のため
2	484	有限会社三共設備工業	令和 8 年 3 月 31 日	有効期間満了のため
3	493	株式会社きゃん電研	令和 8 年 3 月 31 日	有効期間満了のため
4	534	株式会社フジ設備工業	令和 8 年 3 月 31 日	有効期間満了のため
5	537	清水管工	令和 8 年 3 月 31 日	有効期間満了のため
6	546	有限会社エコ電水	令和 8 年 3 月 31 日	有効期間満了のため

## 那覇市上下水道局告示第 3 号

令和 8 年 4 月 1 日

掲 示 済

## 指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

## 記

## 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称

所 在 地	名 称
那覇市久茂地一丁目 11 番 1 号	株式会社琉球銀行
東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号 日本橋日銀通りビル 5 階	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	株式会社 ファミリーマート
東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	株式会社 ローソン
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	山崎製パン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番 1 号	ミニストップ株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番の 1	株式会社 ポプラ
北海道札幌市中央区南 9 条西五丁目 421 番 地	株式会社セイコーマート
東京都港区港南一丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス

2 指定をした日 令和 8 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者が委託を受ける期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4 公金事務に係る収入 水道料金、下水道使用料、再生水料金

## 那覇市上下水道局告示第 4 号

令和 8 年 4 月 1 日

掲 示 済

## 指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

## 記

## 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称

所 在 地	名 称
東京都港区高輪二丁目 21 番 1 号 THE LINKPILLAR 1 NORTH	KDDI 株式会社
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号	株式会社 N T T ドコモ
東京都港区港南二丁目 16 番 5 号 NBF 品川 タワー	楽天ペイメント株式会社

## 2 指定をした日 令和 8 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者が委託を受ける期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

## 4 公金事務に係る収入 水道料金、下水道使用料、再生水料金

那覇市上下水道局告示第 5 号  
令 和 8 年 4 月 1 日  
掲 示 済

指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

記

1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称

所 在 地	名 称
那覇市おもろまち一丁目 1 番 1 号 那覇市上下水道局	那覇市上下水道局お客様センター

2 指定をした日 令和 8 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者が委託を受ける期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4 公金事務に係る収入 水道料金、下水道使用料、再生水料金 手数料、加入金

那覇市上下水道局告示第 6 号  
令 和 8 年 4 月 1 日  
掲 示 済

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

記

1 指定納付受託者の所在地及び名称等

所 在 地	名 称
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	PayPay 株式会社
東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地	イオンフィナンシャルサービス株式会社

2 指定をした日 令和 8 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者が委託を受ける期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4 公金事務に係る収入 水道料金、下水道使用料、再生水料金

---

---

**選挙管理委員会告示**

---

---

那覇市選挙管理委員会告示第 63 号  
令和 8 年 3 月 23 日  
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について

那覇市選挙管理委員会規程（昭和 47 年 10 月 31 日那覇市選挙管理委員会告示第 38 号）第 2 条第 3 項及び第 4 条の規定により、那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

委員長 住 所 那覇市  
氏 名 前原 常雄

職務代理者 住 所 那覇市  
氏 名 平良 仁一

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号  
令 和 8 年 4 月 1 日  
掲 示 済

公職の候補者の選挙に関する収支報告書の要旨の公表について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の那覇市議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

選挙の種類 令和 7 年 7 月 20 日執行 那覇市議会議員一般選挙

(1) 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額

那覇市議会議員一般選挙 5, 4 0 8, 4 0 0 円

(2) 報告書の要旨

候補者氏名	栗國 彰	所属党派	自由民主党	期間 6月1日 から 8月4日 まで
出納責任者	前原 誠也			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		300,000	人件費	210,000
			家屋費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	534,240
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	34,303
			休泊費	0
			雑 費	14,925
	今回計	300,000	今回計	793,468
	前回計		前回計	
	総 計	300,000	総 計	793,468
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			534,240
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)534,240円が計上されています。

候補者氏名	泉水 ティファニー	所属党派	れいわ新選組	期間 5月1日 から 8月4日 まで
出納責任者	泉水 ティファニー			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
れいわ新選組		401,658	人件費	0
その他の収入(自己資金)		31,600		
			家屋費	225,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	548,094
			広告費	31,600
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	176,658
	今回計	433,258	今回計	981,352
	前回計		前回計	
	総 計	433,258	総 計	981,352
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)517,174円が計上されています。

候補者氏名	糸数 貴子	所属党派	無所属	期間 4月30日 から 8月4日 まで
出納責任者	翁長 庸子			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		673,027	人件費	668,500
糸数 均		15,000		
糸数 華恵		15,000	家屋費	269,600
仲村 宮子		30,000		
富国 幸子		50,000	通信費	41,000
高里 鈴代		50,000		
高里 洋介		30,000	交通費	9,500
平良 哲		100,000		
秋林 こずえ		100,000	印刷費	499,950
古堅 和子		20,000		
新川 秀清		20,000	広告費	44,952
伊佐 勝子		20,000		
東江 浩明		30,000	文具費	28,741
西 智子		9,000		
渡辺 直美		15,000	食糧費	49,911
1万円以下の寄附 (53件)		450,500		
			休泊費	0
			雑 費	15,373
今回計		1,627,527	今回計	1,627,527
前回計			前回計	
総 計		1,627,527	総 計	1,627,527
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			260,994
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			294,514	
報告書受理年月日		令和7年8月4日		第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 260,994円が計上されています。

候補者氏名	上里 直司	所属党派	国民民主党	期間 5月15日 から 7月31日 まで
出納責任者	上里 直司			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
国民民主党		400,000	人件費	118,300
東江 秀木	無職	500,000		
沖縄県医師連盟那覇支部		100,000	家屋費	0
前原 昌直他3件	無職	50,000		
			通信費	0
			交通費	7,100
			印刷費	595,260
			広告費	156,531
			文具費	770
			食糧費	28,802
			休泊費	0
			雑 費	26,675
	今回計	1,050,000	今回計	933,438
	前回計		前回計	
	総 計	1,050,000	総 計	933,438
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年7月31日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代（公費負担分）33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代（公費負担分）534,240円が計上されています。

候補者氏名	上地 貴大	所属党派	公明党	期間 5月25日 から 7月23日 まで
出納責任者	銘苅 哲次			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
公明党沖縄第一総支部	政党支部	739,926	人件費	0
			家屋費	302,184
			通信費	27,317
			交通費	0
			印刷費	466,300
			広告費	26,000
			文具費	0
			食糧費	3,650
			休泊費	0
			雑 費	107,154
今回計		739,926	今回計	932,605
前回計			前回計	
総 計		739,926	総 計	932,605
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			159,159
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			192,679	
報告書受理年月日		令和7年7月28日		第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代（公費負担分）33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代（公費負担分）159,159円が計上されています。

候補者氏名	上原 仙子	所属党派	無所属	期間 7月1日 から 8月1日 まで
出納責任者	上原 隆二			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
1万円以下の寄付 (3件)		30,000	人件費	580,000
高良 笑美子	無職	30,000		
安次嶺 喜伸	無職	30,000	家屋費	0
上原 信男	無職	30,000		
高良 忠清	無職	50,000	通信費	0
高良 正幸	会社役員	100,000		
その他の収入 (自己資金)		518,368	交通費	0
			印刷費	636,094
			広告費	96,368
			文具費	0
			食糧費	24,000
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	788,368	今回計	1,336,462
	前回計		前回計	
	総 計	788,368	総 計	1,336,462
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月1日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 517,174円が計上されています。

候補者氏名	上原 博	所属党派	無所属	期間 5月1日 から 8月4日 まで
出納責任者	與儀 進栄			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
上原 洋子	無職	450,000	人件費	0
上原 兼一	無職	30,000		
大山 正	自営業	30,000	家屋費	450,000
金城 栄行	無職	10,000		
金城 静子	無職	5,000	通信費	7,513
その他の収入(自己資金)		421,755		
			交通費	0
			印刷費	534,240
			広告費	446,070
			文具費	0
			食糧費	14,650
			休泊費	0
			雑 費	28,522
	今回計	946,755	今回計	1,480,995
	前回計		前回計	
	総 計	946,755	総 計	1,480,995
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			534,240
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)534,240円が計上されています。

候補者氏名	上原 安夫	所属党派	日本共産党	期間 6月25日 から 7月15日 まで
出納責任者	宮城 勝次			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		196,352	人件費	129,132
日本共産党南部地区委員会	政党支部	60,000		
			家屋費	60,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	450,738
			広告費	60,550
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	256,352	今回計	700,420
	前回計		前回計	
	総 計	256,352	総 計	700,420
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			410,548
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			444,068
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)410,548円が計上されています。

候補者氏名	潮 結奈	所属党派	自由民主党	期間 6月27日 から 7月19日 まで
出納責任者	上原 教子			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		1,000,000	人件費	191,400
自由民主党沖縄県第一選挙区支部	政党支部	50,000		
			家屋費	0
			通信費	0
			交通費	23,900
			印刷費	313,200
			広告費	56,800
			文具費	1,545
			食糧費	4,069
			休泊費	0
			雑 費	4,356
	今回計	1,050,000	今回計	595,270
	前回計		前回計	
	総 計	1,050,000	総 計	595,270
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			121,688
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			155,208
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 121,688円が計上されています。

候補者氏名	宇根 良也	所属党派	無所属	期間 4月1日 から 7月31日 まで
出納責任者	力宗 寛行			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		1,084,725	人件費	325,250
1万円以下の寄附(3件)		30,000		
			家屋費	252,995
			通信費	7,855
			交通費	7,500
			印刷費	606,439
			広告費	205,466
			文具費	11,878
			食糧費	70,939
			休泊費	0
			雑 費	174,497
	今回計	1,114,725	今回計	1,662,819
	前回計		前回計	
	総 計	1,114,725	総 計	1,662,819
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月1日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)517,174円が計上されています。

候補者氏名	大城 美嗣	所属党派	無所属	期間 6月19日 から 7月29日 まで
出納責任者	大城 美嗣			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		1,282,277	人件費	0
			家屋費	406,450
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	754,700
			広告費	52,800
			文具費	4,622
			食糧費	61,301
			休泊費	0
			雑 費	2,404
	今回計	1,282,277	今回計	1,282,277
	前回計		前回計	
	総 計	1,282,277	総 計	1,282,277
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)517,174円が計上されています。

候補者氏名	大城 幼子	所属党派	公明党	期間 5月10日 から 7月22日 まで
出納責任者	宮城 恵			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		586,000	人件費	0
公明党沖縄第一支部		781,820		
			家屋費	387,400
			通信費	25,529
			交通費	0
			印刷費	619,300
			広告費	374,550
			文具費	2,743
			食糧費	9,540
			休泊費	0
			雑 費	141,437
	今回計	1,367,820	今回計	1,560,499
	前回計		前回計	
	総 計	1,367,820	総 計	1,560,499
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			159,159
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			192,679
報告書受理年月日	令和7年7月29日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)159,159円が計上されています。

候補者氏名	大山 孝夫	所属党派	無所属	期間 6月25日 から 8月1日 まで
出納責任者	大山 孝夫			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
金城 太一	会社役員	50,000	人件費	60,000
自由民主党沖縄県支部連合会	政治団体	100,000		
その他の収入(自己資金)		46,408	家屋費	50,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	612,760
			広告費	11,000
			文具費	12,144
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	18,264
	今回計	196,408	今回計	764,168
	前回計		前回計	
	総 計	196,408	総 計	764,168
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年8月1日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)534,240円が計上されています。

候補者氏名	大山 盛嗣	所属党派	れいわ新選組	期間 7月1日 から 8月1日 まで
出納責任者	渡辺 優子			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
日高 房子	物件オーナー	45,000	人件費	0
外間 健	無職	2,000		
伊礼 充宏	獣医師	30,000	家屋費	45,000
河原 弥生	会社員	20,000		
1万円以下の寄附(9件)		73,000	通信費	33,390
			交通費	0
			印刷費	570,286
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	170,000	今回計	653,676
	前回計		前回計	
	総 計	170,000	総 計	653,676
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月1日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)517,174円が計上されています。

候補者氏名	奥間 綾乃	所属党派	無所属	期間 4月1日 から 8月4日 まで
出納責任者	奥間 綾乃			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		1,510,000	人件費	283,100
奥間 秀子	無職	500,000		
			家屋費	0
			通信費	492,992
			交通費	29,400
			印刷費	1,026,395
			広告費	93,500
			文具費	23,954
			食糧費	39,740
			休泊費	0
			雑 費	9,474
	今回計	2,010,000	今回計	1,998,555
	前回計		前回計	
	総 計	2,010,000	総 計	1,998,555
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年8月28日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分) 534,240円が計上されています。

候補者氏名	嘉手川 航汰	所属党派	無所属	期間 5月26日 から 8月4日 まで
出納責任者	嘉手川 星			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		1,500,000	人件費	509,600
天久 朝保		10,000		
平良 初子		10,000	家屋費	0
屋宜 弘美		3,000		
コクバ幸之助後援会	政治団体	10,000	通信費	0
真喜屋 賢二	無職	5,000		
末吉 ヒサ子	無職	20,000	交通費	12,566
嘉陽田 朝正		10,000		
照屋 八重子	無職	10,000	印刷費	563,690
			広告費	401,452
			文具費	8,107
			食糧費	67,520
			休泊費	0
			雑 費	0
今回計		1,578,000	今回計	1,562,935
前回計			前回計	
総 計		1,578,000	総 計	1,562,935
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			534,240	
報告書受理年月日		令和7年8月4日		第 1 回報告分

備考

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)534,240円が計上されています。

候補者氏名	金子 滝門	所属党派	無所属	期間 7月1日 から 7月19日 まで
出納責任者	金子 滝門			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		1,000,000	人件費	0
			家屋費	0
			通信費	0
			交通費	1,800
			印刷費	613,710
			広告費	36,923
			文具費	1,290
			食糧費	3,819
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	1,000,000	今回計	657,542
	前回計		前回計	
	総 計	1,000,000	総 計	657,542
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年8月12日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 534,240円が計上されています。

候補者氏名	我如古 一郎	所属党派	日本共産党	期間 6月25日 から 7月19日 まで
出納責任者	我如古 るみ子			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
1万円以下の寄附(18件)		128,000	人件費	90,000
その他の収入(自己資金)		73,519		
			家屋費	62,499
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	450,738
			広告費	42,350
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	201,519	今回計	645,587
	前回計		前回計	
	総 計	201,519	総 計	645,587
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			410,548
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			444,068
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)410,548円が計上されています。

候補者氏名	川満 昇治	所属党派	無所属	期間 5月12日 から 8月4日 まで
出納責任者	川満 美智子			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		594,856	人件費	197,000
辻自治会	自治会	40,000		
アーバンシーホールディングス株 1万円以下の寄附 (4件)	会社役員	60,000	家屋費	100,000
		33,000		
知念さとる後援会	団体	110,000	通信費	11,224
海鮮処くもじや	飲食店	12,000		
お助け職人株式会社	お手伝い	14,000	交通費	43,089
			印刷費	862,710
			広告費	79,690
			文具費	11,000
			食糧費	63,361
			休泊費	0
			雑 費	74,574
	今回計	863,856	今回計	1,442,648
	前回計		前回計	
	総 計	863,856	総 計	1,442,648
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年8月26日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 534,240円が計上されています。

候補者氏名	神崎 勇亮	所属党派	無所属	期間 7月12日 から 8月20日 まで
出納責任者	神崎 勇亮			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		270,000	人件費	0
			家屋費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	270,000
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	270,000	今回計	270,000
	前回計		前回計	
	総 計	270,000	総 計	270,000
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			
報告書受理年月日	令和7年8月21日			第 1 回報告分

備考

候補者氏名	喜屋武 幸容	所属党派	社会民主党	期間 3月24日 から 8月1日 まで
出納責任者	喜屋武 幸容			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		306,705	人件費	193,125
翁長 剛	音楽家	20,000		
金城 正垣	無職	30,000	家屋費	244,854
新川 秀清	無職	30,000		
花崎 為継	無職	20,000	通信費	37,914
佐喜眞 道夫		20,000		
上原 清伍	無職	30,000	交通費	4,000
知花 阿佐子	無職	20,000		
棚原 弘明		30,000	印刷費	596,530
1万円以下の寄附 (8件)		60,000		
			広告費	0
			文具費	13,483
			食糧費	15,813
			休泊費	0
			雑 費	24,516
今回計		566,705	今回計	1,130,235
前回計			前回計	
総 計		566,705	総 計	1,130,235
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,000
	ポスターの作成			530,530
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			563,530	
報告書受理年月日	令和7年8月1日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,000円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 530,530円が計上されています。

候補者氏名	金城 直子	所属党派	自由民主党	期間 7月13日 から 7月19日 まで
出納責任者	金城 貴之			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
自由民主党沖縄県那覇市区第五支	政党支部	30,000	人件費	458,500
自由民主党沖縄県支部連合会	政党支部	50,000		
その他の収入(自己資金)		1,500,000	家屋費	15,400
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	820,790
			広告費	605,000
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	7,824
今回計		1,580,000	今回計	1,907,514
前回計			前回計	
総 計		1,580,000	総 計	1,907,514
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			567,760	
報告書受理年月日		令和7年8月4日		第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分) 33,520円が計上されています。  
 支出額にはポスター印刷代(公費負担分) 534,240円が計上されています。

候補者氏名	金城 亮太	所属党派	公明党	期間 5月10日 から 7月27日 まで
出納責任者	新垣 真一			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		586,000	人件費	0
公明党沖縄第一総支部	政党支部	623,077		
			家屋費	543,330
			通信費	25,512
			交通費	0
			印刷費	471,700
			広告費	254,485
			文具費	0
			食糧費	21,000
			休泊費	0
			雑 費	85,729
	今回計	1,209,077	今回計	1,401,756
	前回計		前回計	
	総 計	1,209,077	総 計	1,401,756
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			159,159
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			192,679
報告書受理年月日	令和7年7月28日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 159,159円が計上されています。

候補者氏名	幸地 わかえ	所属党派	公明党	期間 4月20日 から 7月23日 まで
出納責任者	浦崎みゆき			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		1,878,281	人件費	0
			家屋費	1,031,540
			通信費	26,169
			交通費	0
			印刷費	326,800
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	11,413
			休泊費	0
			雑 費	609,742
	今回計	1,878,281	今回計	2,005,664
	前回計		前回計	
	総 計	1,878,281	総 計	2,005,664
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			93,863
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			127,383
報告書受理年月日	令和7年7月29日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 93,863円が計上されています。

候補者氏名	小波津 潮	所属党派	無所属	期間 6月7日 から 8月4日 まで
出納責任者	小波津 潮			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
こはつしお後援会		78,414	人件費	215,000
その他の収入(自己資金)		364,321		
			家屋費	78,414
			通信費	11,000
			交通費	0
			印刷費	276,056
			広告費	54,076
			文具費	14,220
			食糧費	6,050
			休泊費	0
			雑 費	34,820
	今回計	442,735	今回計	689,636
	前回計		前回計	
	総 計	442,735	総 計	689,636
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			246,901
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			246,901
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)246,901円が計上されています。

候補者氏名	坂井 浩二	所属党派	自由民主党	期間 4月21日 から 7月31日 まで
出納責任者	坂井 優希			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		2,000,000	人件費	205,200
自由民主党沖縄県支部連合会	政治団体	150,000		
			家屋費	1,221,000
			通信費	54,024
			交通費	0
			印刷費	679,800
			広告費	0
			文具費	11,835
			食糧費	7,361
			休泊費	0
			雑 費	102,723
	今回計	2,150,000	今回計	2,281,943
	前回計		前回計	
	総 計	2,150,000	総 計	2,281,943
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,000
	ポスターの作成			522,368
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			555,368
報告書受理年月日	令和7年7月31日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,000円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 522,368円が計上されています。

候補者氏名	清水 磨男	所属党派	立憲民主党	期間 6月15日 から 8月4日 まで
出納責任者	清水 須満子			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		200,000	人件費	230,000
悦 めぐみ		105,000		
伊波 さとみ		105,000	家屋費	80,000
沖縄プログレ研究会	政治団体	80,000		
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	661,650
			広告費	42,900
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	3,990
	今回計	490,000	今回計	1,018,540
	前回計		前回計	
	総 計	490,000	総 計	1,018,540
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 517,174円が計上されています。

候補者氏名	下地 ななえ	所属党派	自由民主党	期間 7月1日 から 7月20日 まで
出納責任者	平良 寿成			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		500,000	人件費	105,000
自由民主党沖縄県支部連合会	政党	50,000		
			家屋費	80,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	563,970
			広告費	255,800
			文具費	2,586
			食糧費	17,074
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	550,000	今回計	1,024,430
	前回計		前回計	
	総 計	550,000	総 計	1,024,430
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,440
	ポスターの作成			530,530
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			563,970
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,440円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 530,530円が計上されています。

候補者氏名	新城 正巳	所属党派	無所属	期間 7月1日 から 8月1日 まで
出納責任者	新城 彩乃			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		300,000	人件費	116,000
長田 悦子	無職	40,000		
當銘 彩子	自営業	28,000	家屋費	0
会田 昭彦	無職	28,000		
			通信費	19,174
			交通費	2,000
			印刷費	611,665
			広告費	96,108
			文具費	2,906
			食糧費	6,600
			休泊費	0
			雑 費	3,224
	今回計	396,000	今回計	857,677
	前回計		前回計	
	総 計	396,000	総 計	857,677
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年8月1日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 534,240円が計上されています。

候補者氏名	瀬名波 奎	所属党派	政策集団 新しい風・にぬふあぶし	期間 4月1日 から 8月4日 まで
出納責任者	瀬名波 成子			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
辺士名 のりこ		10,000	人件費	357,500
宮城 龍一		30,000		
名渡山 洋子		10,000	家屋費	509,200
伊佐 千代美		50,000		
その他の収入(自己資金)		1,556,715	通信費	5,144
(※寄附者不明)		25,000		
			交通費	0
			印刷費	976,800
			広告費	275,176
			文具費	11,501
			食糧費	50,117
			休泊費	0
			雑 費	58,927
	今回計	1,681,715	今回計	2,244,365
	前回計		前回計	
	総 計	1,681,715	総 計	2,244,365
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			529,130
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			562,650
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)529,130円が計上されています。

候補者氏名	平 大治郎	所属党派	無所属	期間 7月13日 から 8月18日 まで
出納責任者	平 大治郎			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		183,723	人件費	0
			家屋費	10,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	157,410
			広告費	16,313
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	183,723	今回計	183,723
	前回計		前回計	
	総 計	183,723	総 計	183,723
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			
報告書受理年月日	令和7年8月18日			第 1 回報告分

備考

候補者氏名	平良 昌史	所属党派	立憲民主党	期間 5月30日 から 8月4日 まで
出納責任者	平良 昌史			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		418,565	人件費	210,000
立憲民主党		300,000		
屋良朝博後援会		50,000	家屋費	112,820
			通信費	88,869
			交通費	0
			印刷費	354,750
			広告費	138,500
			文具費	4,653
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	81,723
	今回計	768,565	今回計	991,315
	前回計		前回計	
	総 計	768,565	総 計	991,315
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			187,819
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			218,739
報告書受理年月日	令和7年8月5日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 187,819円が計上されています。

候補者氏名	高良 友之介	所属党派	無所属	期間 7月7日 から 7月20日 まで
出納責任者	高良 友之介			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
天野 康子		40,000	人件費	0
			家屋費	40,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	567,760
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	40,000	今回計	607,760
	前回計		前回計	
	総 計	40,000	総 計	607,760
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年8月19日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代（公費負担分）33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代（公費負担分）534,240円が計上されています。

候補者氏名	立津 伸城	所属党派	公明党	期間 5月15日 から 7月21日 まで
出納責任者	砂川 泰秀			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
公明党沖縄第一総支部	政党支部	996,525	人件費	0
			家屋費	426,516
			通信費	25,184
			交通費	0
			印刷費	461,980
			広告費	72,050
			文具費	0
			食糧費	2,280
			休泊費	0
			雑 費	201,194
	今回計	996,525	今回計	1,189,204
	前回計		前回計	
	総 計	996,525	総 計	1,189,204
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			159,159
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			192,679
報告書受理年月日	令和7年7月24日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代（公費負担分）33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代（公費負担分）159,159円が計上されています。

候補者氏名	玉栄 樹	所属党派	無所属	期間 5月12日 から 8月4日 まで
出納責任者	田中 満里絵			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
玉栄いつき後援会	政治団体	3,177,777	人件費	220,250
			家屋費	0
			通信費	33,060
			交通費	25,939
			印刷費	195,600
			広告費	141,635
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	3,177,777	今回計	621,484
	前回計		前回計	
	総 計	3,177,777	総 計	621,484
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			24,000
	ポスターの作成			144,690
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			168,690
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代（公費負担分）24,000円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代（公費負担分）144,690円が計上されています。

候補者氏名	當間 安則	所属党派	日本維新の会	期間 3月9日 から 8月1日 まで
出納責任者	當間 千鶴子			第 1 回分
収 入		支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
當間 信子	無職	10,000	人件費	610,000
當間 勝一	無職	10,000		
當間 清勇	無職	10,000	家屋費	325,611
當間 清喜	無職	30,000		
安次嶺自治会	地域団体	50,000	通信費	66,380
具志 トシ子	無職	10,000		
平良 政治	会社代表	50,000	交通費	0
平良 太華子	会社代表	50,000		
平良 順一 (未来会)	無職	300,000	印刷費	606,860
日本維新の会	政治団体	300,000		
新垣 正明	会社代表	50,000	広告費	110,000
上原 盛之	会社代表	100,000		
當間 義雄	無職	50,000	文具費	0
その他の収入 (自己資金)		500,000		
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	38,683
今回計		1,520,000	今回計	1,757,534
前回計			前回計	
総 計		1,520,000	総 計	1,757,534
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			567,760	
報告書受理年月日		令和7年8月1日		第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 534,240円が計上されています。

候補者氏名	友寄 景方	所属党派	無所属	期間 5月16日 から 7月28日 まで
出納責任者	友寄 景方			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		10,000	人件費	0
牧口 望	会社役員	50,000		
中川 英樹	法人職員	34,199	家屋費	0
齋藤 壹	日本聖公会退職司祭	10,000		
			通信費	220
			交通費	0
			印刷費	37,875
			広告費	10,469
			文具費	3,322
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	23,022
	今回計	104,199	今回計	74,908
	前回計		前回計	
	総 計	104,199	総 計	74,908
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			
報告書受理年月日	令和7年7月28日			第 1 回報告分

備考

候補者氏名	仲田 奨司	所属党派	無所属	期間 3月24日 から 7月30日 まで
出納責任者	西 千恵美			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		1,462,680	人件費	337,500
島袋 圭輔	会社役員	400,000		
コクバ幸之助後援会	政治団体	10,000	家屋費	479,850
1万円以下の寄附(1件)		5,000		
			通信費	148,675
			交通費	7,694
			印刷費	573,480
			広告費	8,800
			文具費	13,263
			食糧費	18,057
			休泊費	0
			雑 費	290,361
	今回計	1,877,680	今回計	1,877,680
	前回計		前回計	
	総 計	1,877,680	総 計	1,877,680
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年7月30日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)534,240円が計上されています。

候補者氏名	仲松 寛	所属党派	日本維新の会	期間 6月19日 から 8月4日 まで
出納責任者	仲松 寛			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
日本維新の会 沖縄県総支部		300,000	人件費	0
			家屋費	50,400
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	609,520
			広告費	190,000
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	300,000	今回計	849,920
	前回計	0	前回計	
	総 計	300,000	総 計	849,920
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代（公費負担分）33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代（公費負担分）534,240円が計上されています。

候補者氏名	永山 盛太郎	所属党派	政策集団 新しい風・にぬふあぶし	期間 4月1日 から 7月31日 まで
出納責任者	山川 貴子			第 1 回分
収 入		支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		792,133	人件費	315,000
1万円以下の寄附 (80件)		485,000		
			家屋費	180,000
			通信費	408,826
			交通費	18,347
			印刷費	734,244
			広告費	26,400
			文具費	23,564
			食糧費	64,769
			休泊費	0
			雑 費	54,077
	今回計	1,277,133	今回計	1,825,227
	前回計	0	前回計	
	総 計	1,277,133	総 計	1,825,227
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 517,174円が計上されています。

候補者氏名	成島 りか	所属党派	沖縄社会大衆党	期間 4月6日 から 7月19日 まで
出納責任者	瑞慶覧 恵美			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		1,000,000	人件費	110,000
下地 敏男	介護士	40,000		
宮城 靖	会社員	10,000	家屋費	176,375
仲松 辰弥	会社員	10,000		
伊良波 朝清	経営者	24,000	通信費	329,056
沖縄社会大衆党		180,000		
小松 力		10,000	交通費	16,896
1万円以下の寄附 (8件)		40,000		
目取真 あき穂		25,000	印刷費	1,141,442
仲田 美香子		20,000		
仲田 美紀子		10,000	広告費	178,730
城間 さやか	会社員	35,000		
仲松 安江		20,000	文具費	30,152
			食糧費	37,691
			休泊費	0
			雑 費	92,199
今回計		1,424,000	今回計	2,112,541
前回計			前回計	
総 計		1,424,000	総 計	2,112,541
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			567,760	
報告書受理年月日		令和7年7月30日		第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 534,240円が計上されています。

候補者氏名	西中間 久枝	所属党派	日本共産党	期間 6月25日 から 7月20日 まで
出納責任者	渡久地 栄子			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
1万円以下の寄附(29件)		123,000	人件費	91,200
仲本 る美子	無職	10,000		
宮城 好枝	無職	20,000	家屋費	55,000
その他の収入(自己資金)		66,784		
			通信費	0
			交通費	23,562
			印刷費	450,738
			広告費	12,100
			文具費	20,830
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	10,422
	今回計	219,784	今回計	663,852
	前回計		前回計	
	総 計	219,784	総 計	663,852
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			410,548
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			444,068
報告書受理年月日	令和7年7月28日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)410,548円が計上されています。

候補者氏名	野原 嘉孝	所属党派	公明党	期間 6月1日 から 7月29日 まで
出納責任者	長浜 ひろみ			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		586,000	人件費	0
公明党沖縄第一総支部	政党支部	396,652		
			家屋費	582,439
			通信費	26,437
			交通費	0
			印刷費	345,900
			広告費	99,000
			文具費	0
			食糧費	21,703
			休泊費	0
			雑 費	35,298
	今回計	982,652	今回計	1,110,777
	前回計		前回計	
	総 計	982,652	総 計	1,110,777
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			94,605
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			128,125
報告書受理年月日	令和7年7月29日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 94,605円が計上されています。

候補者氏名	畑井 モト子	所属党派	無所属	期間 4月20日 から 7月31日 まで
出納責任者	宮里 博晃			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		454,341	人件費	0
糸数 未希	会社員	30,000		
根橋 理香	会社役員	30,000	家屋費	0
下田 美智代	会社役員	30,000		
矢野 弘子	無職	80,000	通信費	15,830
上原 史江	自営業	17,000		
上岡 京子	無職	30,000	交通費	27,540
神谷 美幸	無職	30,000		
1万円以下の寄附 (11件)		85,000	印刷費	606,924
			広告費	798
			文具費	6,289
			食糧費	2,372
			休泊費	0
			雑 費	66,404
今回計		786,341	今回計	726,157
前回計			前回計	
総 計		786,341	総 計	726,157
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			548,094	
報告書受理年月日		令和7年7月31日		第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 517,174円が計上されています。

候補者氏名	比嘉 健二	所属党派	無所属	期間 6月1日 から 8月4日 まで
出納責任者	比嘉 健二			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		600,000	人件費	255,000
自由民主党沖縄県支部連合会	政党支部	100,000		
比嘉 悦子	会社役員	105,000	家屋費	366,100
比嘉 麗奈	自営業	15,000		
武村 雅人	会社員	30,000	通信費	0
比嘉 公一	会社員	105,000		
			交通費	0
			印刷費	662,535
			広告費	70,156
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	5,069
	今回計	955,000	今回計	1,358,860
	前回計		前回計	
	総 計	955,000	総 計	1,358,860
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 517,174円が計上されています。

候補者氏名	比嘉 朝壮	所属党派	無所属	期間 5月13日 から 8月4日 まで
出納責任者	比嘉 朝壮			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
虎頭会 (比嘉朝壮後援会)	政治団体	100,000	人件費	70,000
1万円以下の寄附 (84件)		42,000		
			家屋費	193,354
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	676,758
			広告費	367,079
			文具費	1,880
			食糧費	118,000
			休泊費	0
			雑 費	92,120
	今回計	142,000	今回計	1,519,191
	前回計		前回計	
	総 計	142,000	総 計	1,519,191
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			32,000
	ポスターの作成			489,720
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			521,720
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 32,000円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 489,720円が計上されています。

候補者氏名	比嘉 啓登	所属党派	自由民主党	期間 6月2日 から 8月4日 まで
出納責任者	比嘉 啓登			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
自由民主党沖縄県支部連合会	政党支部	150,000	人件費	150,000
沖縄県医師連盟那覇市支部		100,000		
			家屋費	74,429
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	624,965
			広告費	50,765
			文具費	0
			食糧費	80,488
			休泊費	0
			雑 費	33,621
	今回計	250,000	今回計	1,014,268
	前回計		前回計	
	総 計	250,000	総 計	1,014,268
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代（公費負担分）33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代（公費負担分）534,240円が計上されています。

候補者氏名	普久原 朝日	所属党派	立憲民主党	期間 5月11日 から 7月23日 まで
出納責任者	普久原 裕子			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		1,000,000	人件費	0
1万円以下の寄附 (4件)		32,000		
立憲民主党沖縄県総支部連合会	政党支部	300,000	家屋費	202,956
崎原 裕	飲食業	50,000		
			通信費	17,160
			交通費	61,313
			印刷費	567,760
			広告費	195,264
			文具費	43,219
			食糧費	62,668
			休泊費	43,200
			雑 費	37,516
	今回計	1,382,000	今回計	1,231,056
	前回計		前回計	
	総 計	1,382,000	総 計	1,231,056
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年8月1日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 534,240円が計上されています。

候補者氏名	藤井 洋平	所属党派	無所属	期間 6月1日 から 7月10日 まで
出納責任者	藤井 洋平			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		1,000,000	人件費	0
			家屋費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	578,760
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	1,000,000	今回計	578,760
	前回計		前回計	
	総 計	1,000,000	総 計	578,760
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計				
報告書受理年月日	令和7年7月28日			第 1 回報告分

備考

候補者氏名	古堅 茂治 (1/2枚目)	所属党派	日本共産党	期間 5月3日 から 7月20日 まで
出納責任者	古堅 貞子			第 1 回分
収 入		支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
古堅 実吉	無職	10,000	人件費	105,000
古堅 芳子	無職	10,000		
古堅 克子	事務員	10,000	家屋費	120,000
古堅 哲明	無職	20,000		
當眞 静子	無職	20,000	通信費	0
當眞 嗣之	無職	10,000		
當眞 嗣伎	無職	20,000	交通費	0
中村 康範	酪農	10,000		
中村 芳隆	無職	10,000	印刷費	450,738
中村 芳春	無職	10,000		
中村 陽一	無職	10,000	広告費	94,490
中村 要	無職	10,000		
1万円以下の寄附(8件)		28,000	文具費	0
伊佐 正子	無職	10,000		
仲松 泰子	無職	10,000	食糧費	0
大城 ひろみ	無職	10,000		
奥儀 やよい	無職	10,000	休泊費	0
村山 純	無職	10,000		
喜瀬 慎全	無職	10,000	雑 費	0
平良 和美	無職	10,000		
1万円以下の寄附(16件)		53,000		
前原 秀子	無職	10,000		
新垣 米子	無職	10,000		
知花 勝	農業	10,000		
玉城 ノブ子	無職	10,000		
青山 恵昭	無職	10,000		
日本共産党首里東支部	政党支部	120,000		
1万円以下の寄附(31件)		123,000		

候補者氏名	古堅 茂治 (2/2枚目)	所属党派	日本共産党	期間 5月3日 から 7月20日 まで
出納責任者	古堅 貞子			第 1 回分
収 入		支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
今回計		594,000	今回計	770,228
前回計		0	前回計	
総 計		594,000	総 計	770,228
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			410,548
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計			444,068	
報告書受理年月日		令和7年8月4日		第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代（公費負担分）33,520円が計上されています。  
 支出額にはポスター印刷代（公費負担分）410,548円が計上されています。

候補者氏名	外間 有里	所属党派	自由民主党	期間 7月13日 から 7月30日 まで
出納責任者	外間 有里			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
自由民主党沖縄県連支部連合会		50,000	人件費	0
由民主党沖縄県連支部連合会		100,000		
一般社団法人 那覇市医師会		100,000	家屋費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	548,094
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	250,000	今回計	548,094
	前回計		前回計	
	総 計	250,000	総 計	548,094
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代（公費負担分）30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代（公費負担分）517,174円が計上されています。

候補者氏名	前田 千尋	所属党派	日本共産党	期間 7月13日 から 7月19日 まで
出納責任者	亘保 道之			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		222,280	人件費	105,000
			家屋費	50,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	450,738
			広告費	76,780
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	222,280	今回計	682,518
	前回計		前回計	
	総 計	222,280	総 計	682,518
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			410,548
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			444,068
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)33,520円が計上されています。  
支出額にはポスター印刷代(公費負担分)410,548円が計上されています。

候補者氏名	前泊 美紀	所属党派	無所属	期間 7月11日 から 7月30日 まで
出納責任者	前泊美紀			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		1,500,000	人件費	270,000
マエミキ応援会	政治団体	17,000		
			家屋費	17,000
			通信費	0
			交通費	29,300
			印刷費	594,000
			広告費	571,175
			文具費	9,225
			食糧費	33,285
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	1,517,000	今回計	1,523,985
	前回計		前回計	
	総 計	1,517,000	総 計	1,523,985
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			330,000
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			363,520
報告書受理年月日	令和7年7月31日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 330,000円が計上されています。

候補者氏名	村上 由自	所属党派	れいわ新選組	期間 5月1日 から 8月4日 まで
出納責任者	村上 由自			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		600,000	人件費	0
池原 知也	会社員	10,000		
れいわ新選組	政党	401,658	家屋費	225,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	584,669
			広告費	54,260
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	176,658
	今回計	1,011,658	今回計	1,040,587
	前回計		前回計	
	総 計	1,011,658	総 計	1,040,587
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 517,174円が計上されています。

候補者氏名	矢島 豊	所属党派	無所属	期間 6月27日 から 9月12日 まで
出納責任者	矢島 豊			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		373,909	人件費	0
			家屋費	0
			通信費	3,540
			交通費	0
			印刷費	104,230
			広告費	245,950
			文具費	168
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	19,721
	今回計	373,909	今回計	373,609
	前回計		前回計	
	総 計	373,909	総 計	373,609
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			
報告書受理年月日	令和7年9月24日			第 1 回報告分

備考

候補者氏名	山川 典二 (1/2枚目)	所属党派	自由民主党	期間 5月12日 から 8月1日 まで
出納責任者	上間 保彦			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
名嘉 清文	会社役員	10,000	人件費	363,950
銘苅 朝規	無職	20,000		
山川 義治	無職	10,000	家屋費	125,700
成田 重子	無職	10,000		
仲村 重枝	無職	20,000	通信費	110,000
玉城 弘子	無職	20,000		
山城 重雄	会社顧問	10,000	交通費	42,559
東江 三信	無職	10,000		
前田 睦巳	会社役員	50,000	印刷費	676,800
渡慶次 勲	会社役員	20,000		
名嘉 重則	会社役員	30,000	広告費	43,000
末松 文信	無職	30,000		
長濱 孝弘	無職	30,000	文具費	23,591
山川 輝明	無職	10,000		
金城 紀昭	無職	20,000	食糧費	34,397
自由民主党沖縄県支部連合会	政治団体	150,000		
辻野 至	会社役員	100,000	休泊費	0
浦崎 家三	会社役員	50,000		
平田 繁	無職	10,000	雑 費	21,859
その他の収入(自己資金)		169,096		
1万円以下の寄附(2件)		10,000		
山川のりじ後援会	政治団体	85,000		

候補者氏名	山川 典二 (2/2 枚目)	所属党派	自由民主党	期間 5月12日 から 8月1日 まで
出納責任者	上間 保彦			第 1 回分
収 入		支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
	今回計	874,096	今回計	1,441,856
	前回計		前回計	
	総 計	874,096	総 計	1,441,856
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			534,240
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			567,760
報告書受理年月日	令和7年8月1日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代（公費負担分）33,520円が計上されています。  
 支出額にはポスター印刷代（公費負担分）534,240円が計上されています。

候補者氏名	山田 マドカ	所属党派	無所属	期間 7月1日 から 7月31日 まで
出納責任者	内海 正三			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		1,080,483	人件費	354,083
(※寄附者不明)		20,000		
			家屋費	50,000
			通信費	0
			交通費	2,000
			印刷費	658,094
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	20,130
			休泊費	0
			雑 費	16,176
	今回計	1,100,483	今回計	1,100,483
	前回計		前回計	
	総 計	1,100,483	総 計	1,100,483
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 517,174円が計上されています。

候補者氏名	屋良 栄作	所属党派	自由民主党	期間 6月7日 から 7月31日 まで
出納責任者	屋良 ありさ			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		900,000	人件費	160,000
翔栄会	政治団体	100,000		
自民党		100,000	家屋費	57,500
			通信費	49,063
			交通費	39,600
			印刷費	647,094
			広告費	438,251
			文具費	3,464
			食糧費	35,762
			休泊費	0
			雑 費	2,962
	今回計	1,100,000	今回計	1,433,696
	前回計		前回計	
	総 計	1,100,000	総 計	1,433,696
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			517,174
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			548,094
報告書受理年月日	令和7年7月31日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 517,174円が計上されています。

候補者氏名	與儀 喜隆	所属党派	無所属	期間 3月1日 から 8月4日 まで
出納責任者	與儀 喜隆			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		247,500	人件費	0
			家屋費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	441,620
			広告費	192,500
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	247,500	今回計	634,120
	前回計		前回計	
	総 計	247,500	総 計	634,120
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			408,100
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			441,620
報告書受理年月日	令和7年8月8日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 408,100円が計上されています。

候補者氏名	吉里 明	所属党派	公明党	期間 5月20日 から 7月21日 まで
出納責任者	豊元 ふき			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入 (自己資金)		586,000	人件費	0
公明党沖縄第一総支部	政党支部	96,186		
			家屋費	248,749
			通信費	16,766
			交通費	0
			印刷費	431,650
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	14,193
			休泊費	0
			雑 費	98,953
	今回計	682,186	今回計	810,311
	前回計		前回計	
	総 計	682,186	総 計	810,311
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			94,605
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			128,125
報告書受理年月日	令和7年7月29日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代 (公費負担分) 33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代 (公費負担分) 94,605円が計上されています。

候補者氏名	湧川 朝渉	所属党派	日本共産党	期間 7月13日 から 7月19日 まで
出納責任者	湧川 千夏			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		670	人件費	450,738
一万円以下の寄附(26件)		28,000		
			家屋費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	22,000
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
	今回計	28,670	今回計	472,738
	前回計		前回計	
	総 計	28,670	総 計	472,738
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			33,520
	ポスターの作成			410,548
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			444,068
報告書受理年月日	令和7年8月1日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)33,520円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)410,548円が計上されています。

候補者氏名	和田 圭子	所属党派	参政党	期間 6月16日 から 8月1日 まで
出納責任者	長堂 嘉郎			第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金 額(円)	費 目	金 額(円)
その他の収入(自己資金)		1,000,000	人件費	0
長堂 嘉郎		280,000		
			家屋費	280,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	527,493
			広告費	9,878
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	159,550
	今回計	1,280,000	今回計	976,921
	前回計		前回計	
	総 計	1,280,000	総 計	976,921
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			30,920
	ポスターの作成			463,750
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			494,670
報告書受理年月日	令和7年7月30日			第 1 回報告分

備考 支出額にはビラ印刷代(公費負担分)30,920円が計上されています。

支出額にはポスター印刷代(公費負担分)463,750円が計上されています。

**監査委員告示**

那覇市監査委員告示第 1 号  
 令和 8 年 3 月 25 日  
 掲 示 濟

那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準を次のように定める。

那覇市監査委員 新 垣 淑 博  
 同 宮 城 哲  
 同 城 間 貞  
 同 比 嘉 啓 登

那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準

那覇市監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(倫理規範)</p> <p>第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に<u>則り</u>誠実な態度を保持するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(品質管理)</p> <p>第11条 監査委員は、この基準に<u>則って</u>その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針及び手続を定めるものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に<u>則って</u>遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と</p>	<p>(倫理規範)</p> <p>第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に<u>のっとり</u>誠実な態度を保持するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(品質管理)</p> <p>第11条 監査委員は、この基準に<u>のっとり</u>てその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針及び手続を定めるものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に<u>のり</u>とって遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向</p>

<p>知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。 (監査委員の合議)</p> <p>第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号に定める監査及び勧告 (2)～(10) [略]</p> <p>2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を公表するとともに、議会及び市長等に提出するものとする。</p>	<p>上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。 (監査委員の合議)</p> <p>第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号に定める監査及び勧告 (2)～(10) [略]</p> <p>2 監査委員は、監査(第4条第1項第1号から第6号まで及び第10号に定める監査に限る。)の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を公表するとともに、議会及び市長等に提出するものとする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則  
(施行期日)  
この基準は、令和8年4月1日から施行する。

## **保健所長訓令**

保健所長訓令第 1 号  
令和 8 年 4 月 1 日  
公 表 濟

那覇市保健所長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市保健所長 仲宗根 正

那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市保健所長の事務決裁規程(平成25年保健所長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課長の専決事項) 第4条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 【別記1 参照】	(課長の専決事項) [略] 【別記1 参照】
備考	
1 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	
2 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

改正前

課	専決事項
生活衛生課	(1)～(30) [略] (31) 医療法に基づく病院、診療所及び助産所の開設の届出の受理に関すること。 (32) 医療法に基づく病院、診療所及び助産所の休止、再開及び廃止の届出の受理に関すること。 (33) 医療法に基づく病院、診療所及び助産所の開設者の死亡及び失踪の届出の受理に関すること。 (34)～(39) [略] (40) 医療法に基づく病院、診療所及び助産所の開設届出等の変更の届出の受理に関すること。 (41) 医療法に基づく病院、診療所及び助産所の開設者及び管理者への報告の命令並びに病院、診療所及び助産所の立入検査及び帳簿書類の検査に関すること。 (42)～(74) [略]

改正後

課	専決事項
生活衛生課	(1)～(30) [略]

- (31) 医療法に基づく病院、診療所又は助産所の開設の届出の受理に関すること。
- (32) 医療法に基づくオンライン診療受診施設の設置の届出の受理に関すること。
- (33) 医療法に基づく病院、診療所、助産所及びオンライン診療受診施設の休止、再開及び廃止の届出の受理に関すること。
- (34) 医療法に基づく病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の死亡及び失踪の届出の受理に関すること。
- (35)～(40) [略]
- (41) 医療法に基づく病院、診療所又は助産所の開設届出等の変更の届出の受理に関すること。
- (42) 医療法に基づくオンライン診療受診施設の設置届出等の変更の届出の受理に関すること。
- (43) 医療法に基づく病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者への報告の命令又は病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の立入検査及び帳簿書類の検査に関すること。
- (44)～(76) [略]

